

「法科大学院共通到達度確認試験（仮称）の試行に関する調査研究」報告書

第 1 部 共通到達度確認試験（仮称）の試行試験の実施について

I. はじめに

平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、『共通到達度確認試験（仮称）』の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2 年以内に検討を行う」こととされた。これを受けて、同年 11 月 22 日の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会・共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループにおいて、共通到達度確認試験（仮称）の目的、内容、実施方法等の基本設計が示されたところであり、上記ワーキング・グループの調査検討経過報告においては、共通到達度確認試験の実施目的として、①法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修や進級判定等に活用すること、②学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することが掲げられている。

これを受けて、平成 26 年度から、東京大学・京都大学・一橋大学の 3 大学（以下「3 大学」という。）が、文部科学省から委託を受け、共通到達度確認試験の試行試験を実施し、その実施体制や試験問題の内容や難易度、さらに試験結果を学習指導等に活用する方法などについて検証を行っており、平成 27 年度においては、第 2 回試行試験が実施されたところである。

本報告書は、第 2 回試行試験の実施にかかる課題および試験結果に関する検証・分析を取りまとめるものである。

II. 試行試験の概要について

1. 実施体制について

共通到達度確認試験試行試験の大局的な方向性については、文部科学省に設置された「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議」において検討が重ねられてきたが、平成 27 年 7 月 6 日の上記調査検討会議の決定により、共通到達度確認試験試行試験の実実施方針や作問体制に関する検討を行うため、「共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ（以下、「推進 WG」という。）」が設置された。したがって、平成 27 年度の試行試験については、推進 WG が中心となり、憲法、民法、刑法 3 科目の試験委員、中核となる 3 大学の連携によって、実施されることになった。具体的には、試行試験の実実施方針（日程、出題方針、問題数等）の検討、試験委員の推薦、試験実施要綱の作成等については、推進 WG によって行われ、それに基づいて、試行試験の実実施にかかる具体的な業務を中核となる大学が担当したが、本年度については、昨年度に引き続き、東京大学が幹事校として実

施業務全般を総括した。また、憲法、民法、刑法の各科目の試験問題の作成および点検作業については、各科目の試験委員が担当した。試験委員内部においては、作問委員が問題案を作成した上で、点検委員が問題案について点検を加え、主任が全体の問題作成業務を総括した。各科目の主任については、中核となる3大学からそれぞれ、曾我部真裕（憲法・京都大学）、小粥太郎（民法・一橋大学）、橋爪隆（刑法・東京大学）が担当した。さらに問題冊子・解答用紙の印刷・郵送等、試験結果の採点・データ分析などの業務については、公益社団法人商事法務研究会に業務委託した。

なお、憲法、民法、刑法の各科目の試験委員および所属大学は下記のとおりである（所属は試験実施日現在のものである）。

憲法

〔作問委員〕

曾我部 真裕（京都大学）〔主任〕

宍戸 常寿（東京大学）

只野 雅人（一橋大学）

西村 裕一（北海道大学）

松本 哲治（同志社大学）

山本 龍彦（慶應義塾大学）

〔点検委員〕

江藤 祥平（東京大学）

横大道 聡（慶應義塾大学）

民法

〔作問委員〕

小粥 太郎（一橋大学）〔主任〕

秋山 靖浩（早稲田大学）

金子 敬明（千葉大学）

久保野 恵美子（東北大学）

小池 泰（九州大学）

古積 健三郎（中央大学）

齋藤 由起（大阪大学）

森田 修（東京大学）

横山 美夏（京都大学）

〔点検委員〕

曾野 裕夫（北海道大学）
高橋 司（大阪弁護士会）
松尾 弘（慶應義塾大学）

刑法

〔作問委員〕

橋爪 隆（東京大学）〔主任〕
亀井 源太郎（慶應義塾大学）
嶋矢 貴之（神戸大学）
杉本 一敏（早稲田大学）
星 周一郎（首都大学東京）
安田 拓人（京都大学）

〔点検委員〕

佐伯 仁志（東京大学）
只木 誠（中央大学）
山内 久光（第二東京弁護士会）

2. 試行試験の試験問題について

（1）形式について

平成 26 年度に引き続き、本年度についても、試行試験の試験問題はマークシート方式とした。平成 26 年度においては、各科目の問題数は民法 45 問（多肢選択式 15 問、正誤式 30 問）、憲法、刑法各 30 問（多肢選択式 10 問、正誤式 20 問）とし、また、解答時間については、民法 75 分、憲法、刑法各 50 分としていたが、後述するように、本年度については法科大学院 1 年次に在籍する学生だけではなく、2 年次に在籍する学生も受験が可能となったことから、未修者・既修者、あるいは、学年ごとに試験結果を分析するため、各科目の試験委員主任間で検討した結果、本年度については、試行的に試験問題数を増やすこととした。その結果、本年度については、民法 60 問（多肢選択式 20 問、正誤式 40 問）、憲法、刑法各 40 問（多肢選択式 15 問、正誤式 25 問）とし、また、解答時間については、民法 90 分、憲法、刑法各 70 分とした。なお、多肢選択式の問題は、おおむね 5 つの選択肢から正しいものを選択させる形式であり、それぞれ配点を 3 点とした。また、正誤式は短い文章の正誤を判断させる形式であり、それぞれ配点を 1 点とした。したがって、民法の総得点は 100 点であり、憲法、刑法の総得点はそれぞれ 70 点である。

（2）内容について

試験問題の作成に当たっては、各科目の試験委員会で数次の検討会合を開催し、十分な検討を行った。作問に際しては、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」（文部科学

省大学改革推進等補助金・専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム)の調査研究に基づく、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(法科大学院協会のWEB〔<http://www.lskyokai.jp/info/info20101018.html>〕を参照)および試験委員が所属する大学における到達目標を参照しつつ、法科大学院の2年次までの学修を通じて修得すべき基本的学修内容の修得を確認できるような問題を出題することとした。

また、試験結果の分析に際して、これまでに実施された試験との比較・検証をあわせて行うことが有益であると考えられることから、法学検定試験委員会の許諾を得て、各科目の一定数の問題については、過去の法学既修者試験で出題された問題を用いることとした(各科目の問題冊子および正解については、別添資料1を参照)。

3. 試行試験の実施について

(1) 実施・運営の詳細

試行試験の実施については、文部科学省が設置した「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議」において「第2回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性」(別添資料2)がまとめられ、具体的な実施方針等については、上記調査検討会議の下に設置された推進WGでの議論を踏まえて、運営を担う3大学を中心として行われることとなった。まず、全国の法科大学院に、文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室(以下「専門職大学院室」という。)から、平成27年7月31日付「第2回共通到達度確認試験試行試験について」(別添資料3)により、試験の実施日を、全国の法科大学院で統一して、平成28年3月14日(月)の午後とすることが周知され、次いで、平成27年8月19日付専門職大学院室通知「第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱等の送付について」(別添資料4)により、3大学に推進WGにより策定された実施要綱、同要綱に定める試験委員(作問委員)、及びこの試験が各法科大学院の協力を得つつ3大学の連携・協力のもと実施されることが通知され、次いで、推進WGにより策定された試験委員(点検委員)の通知があった。

一方、3大学においては、実施要綱等に基づき、委員の委嘱、業務委託先である商事法務研究会との調整、具体的な実施要領の策定などの準備が進められ、平成27年12月22日付で「第2回共通到達度確認試験試行試験へのご参加のお誘い」(別添資料5)を送付し、試験実施日の午後以降に試行試験を実施する希望がある場合には、問題冊子、解答用紙、正解等を提供するが、採点・分析の対象としないこと、同日の午後以前に試行試験を実施することは認めないことに加えて、参加予定の法科大学院において、受験は希望する学生による申し込み制であること、試験成績が学業成績や進級判定に一切影響しないこと等の学生への事前周知を依頼した。これに対して、全国の法科大学院のうち(3大学を含め)60の法科大学院(参加は表明したものの受験した学生がいなかった2校を含む)から参加する旨の意思表示がなされた。次いで、3大学から参加校に、平成28年1月29日付で「第2回共通到達度確認試験試行試験の実施につきまして」(別添資料6参照)により具体的な

「実施要領」「大学内での周知例」「登録用紙、受験票例」「受験番号等通知書」「アナウンス例」「特別措置について」等を通知し、第1回試行試験に比べて、より具体的な実施要領や試験室でのアナウンス事項を策定した上で、実施体制等は定期試験に準じてそれぞれの法科大学院に委ねることを周知した。これにより、参加学生には事前に、試験答案は第三者機関が採点処理すること、その際に試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握するが、参加学生を個人識別する情報（学籍番号、氏名等）は把握しないこと、全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されるが、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の影響を受けることは一切ないこと、試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理すること、アンケートが実施されること等の事前告知がなされた。なお、受験に際して特別な措置が必要となる学生への対応については、その学生が在籍する法科大学院の対応に委ねることとし、試験時間についても、その学生の状況に鑑みて、在籍する法科大学院が適宜、判断することとした上で、点字問題・拡大印刷した問題については、申し出のあった法科大学院に提供することとした。また、推進WGにおいて、参加学生から任意のアンケートを実施することが決定したことと鑑み、3大学から参加校に、平成28年3月4日付で「第2回共通到達度確認試験試行試験に係る学生アンケートの実施について」（別添資料7）が通知された。なお、当日実施されたアンケートの内容については、別添資料8を参照。

第2回共通到達度確認試験試行試験は、平成28年3月14日（月）の午後に実施され、試験の翌日に、商事法務研究会から参加した法科大学院に対して正解情報がWEB上にアップされた旨およびそのURLが通知された。答案およびアンケートについては参加大学から商事法務研究会に送付され、採点データの分析・集計が行われた後、各科目の試験委員において、試験結果に関する分析が進められ、望ましい試験の内容、難易度などに関する検証作業が行われ、あわせてアンケート結果の集計が行われた。

（2）参加した法科大学院・学生へのフィードバックについて

参加した法科大学院には、平成28年4月以降、全体に関するデータおよび当該法科大学院に関するデータおよび当該法科大学院に所属する学生の試験結果を提供することとした。昨年度においては、個別学生の採点結果の情報は参加法科大学院には提供しないこととしていたが、参加法科大学院において、法科大学院における成績等と試行試験の結果の比較分析を行うため、本年度については、所属する学生の試験結果を参加した法科大学院に提供することとした。もっとも、今回の試行試験の結果が進級判定等に利用されるのではないかなどの学生の懸念を払拭するため、試験結果の送付は平成28年4月以降に行うこととした。

試行試験を受験した学生へのフィードバックについては、試験時間中に自らの解答を問題冊子に記載し、問題冊子を持ち帰った上で、試験実施後に公表される正解と照合することで、自己採点ができることをアナウンスした上で、正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に WEB 上で公表される旨の周知をした（各科目の平均点、得点分布などのデータについては、別添資料 9 を参照）。なお、個々の採点結果については、科目ごとの得点、3 科目の合計点および各科目の各問の正誤を所属法科大学院に通知した。あわせて、試験結果の全体および該当校に関するデータを参加法科大学院に通知し、学生本人に全国規模の比較において自らの学修到達度を把握させ、その後の学修の進め方等の判断材料として利用できるようにした。さらに、試験問題に関する解説（別添資料 10）を WEB 上で公表し、学生の自習用に活用させることにした。

Ⅲ. 試行試験の実施上の課題について

試行試験は 3（1）のとおり、おおむね順調に行われたが、参加法科大学院からの照会事項、連絡事項等にかんがみて、次年度以降に検討すべき事項として、次のような内容を挙げるができる。

1. 試行試験を実施する会場について

本年度の試行試験は平日の午後に実施されたが、社会人を中心とする法科大学院については、そもそも授業が平日の夕方または土曜・日祝日に行われていることもあり、社会人学生の参加が困難であるとの指摘もあった。社会人学生の参加の機会を十分に保障する必要があるとした場合、実施日や実施の方法等についても、さらに検討が必要となろう。

2. 特別措置が必要となる学生への対応について

視覚障害を有する学生が在籍する法科大学院については、商事法務研究会において、試験問題の点訳を行い、マークシートへの墨訳は当該法科大学院で行った。また、各科目の試験時間についても、当該学生については、実施校の判断でそれぞれ 1.5 倍の解答時間とする措置をとることとした。今後、共通到達度試験が本格的に実施される場合には、特別措置に関する対応を十分に整備することが必要となろう。

3. 学生・法科大学院へのフィードバックの在り方について

平成 26 年度の試行試験においては、学生にとって、試験の結果が成績評価等に流用されるのではないかという懸念があることから、参加する法科大学院は在籍学生の個別の成績を知り得ないような対応を施した。これは、試行試験の段階においては、学生が萎縮することなく試行試験に参加することを促すためには十分に理由のある対応であったと考えられるが、法科大学院が個別の学生について適切な指導を行うためには、学生の到達度を正確に把握する必要があることから、本年度については、既に述べたように、平成 28 年 4 月以降、参加した学生の成績について、参加法科大学院に成績情報を提供したうえで、法科大学院の成績等と試行試験の結果の比較分析などの作業を依頼することにした。このような対応の当否については、当日実施した学生のアンケート結果、また、参加法科大学院か

らのフィードバック等によって、さらに検討する必要がある。

第2部 結果の分析・検証について

I. 全体的な分析について

(1) 概要

本年度の試行試験に参加した大学院（実際に受験者がいた大学院に限る）は、別添資料11のとおり、58校であり、全体の受験者は1153名である（3科目すべてを受験した者に限る。以下、同じ）。そのうち、①未修1年次に在籍する学生の受験者は381名、②未修者として入学し、2年次に在籍する学生の受験者は260名、③既修者として入学し、2年次に在籍する学生の受験者は512名であった。昨年度の試行試験は、未修1年次に在籍する学生のみを対象として行われたが、受験者は484名であった（一部の科目のみを受験した者も含む）。在籍学生数の減少などの事情があり、未修1年次学生の受験者数がやや減少しているが、2年次学生の参加を得て、全体の受験者総数は大幅に増加している。

本年度の総受験者の平均点は、166.31（240点満点）であり、各科目の平均点は、それぞれ憲法44.09点（70点満点）、民法69.74点（100点満点）、刑法52.27点（70点満点であった）。昨年度の総受験者の平均点は217.61点（350点満点）であり、各科目の平均点はそれぞれ、憲法57.83点（100点満点）、民法99.36点（150点満点）、刑法60.31点（100点満点）である。総得点が異なるが、100点満点に換算した場合、昨年度の全体の平均点が62.17点であったのに対して、本年度の平均点は69.30点である。平均点が大幅に上昇しているのは、未修1年次だけではなく、2年次学生が参加したことによるものである（なお、未修1年次の平均点は、後述のように、153.23点であり、100点満点に換算すると63.85点であり、昨年度とそれほど大きな差はない）。

本年度の試行試験は、法科大学院の1年次学生のほか、2年次学生も参加したが、学年、既修・未修によって成績に有意な差が生じた。すなわち、未修1年次学生の平均点が153.23点（240点満点）であったのに対して、未修者として入学した2年次学生の平均点は165.71点であり、また、既修者として合格した2年次学生の平均点は176.36点であった（詳細は別添資料4以下を参照）。試行試験の結果から、未修者についても1年次と2年次では、学修について確実な進捗が認められること、もっとも、未修者と既修者の間には、2年次においても、なお学修の達成度について、一定の差異が認められることが明らかになった。

本年度の試行試験については、学生の成績情報を所属法科大学院に提供しており、各法科大学院によって法科大学院による成績等と試行試験の結果の比較分析を行い、その分析結果に基づき、全体的な比較分析を行うこととなっている。現時点においては、各法科大学院の比較分析が終了していないため、正確な分析は困難であるが、法科大学院在籍者のうち、平均的な層の学生が試行試験を受験したものと仮定した場合、試験結果はおおむね良好であり、また、出題時に想定された範囲内の成績であった。

(2) 出題範囲について

今回の試行試験の出題については、上記「共通的な到達目標モデル」が法科大学院教育におけるミニマム・スタンダードであるという認識に基づき、「共通的な到達目標モデル」の項目を参照しつつ、作問を行った。もっとも、「共通的な到達目標モデル」が、未修者学生にとっては、あくまでも3年間の法科大学院の学修によって到達すべき目標・水準を示すものであることから、未修1年次学生の到達度を確認する試験としては、「共通的な到達目標モデル」の枠内でも、とりわけ基礎的な理解を確認する必要がある。他方、今回の試行試験については、2年次学生も参加することから、未修1年次学生と比較して、やや発展的・応用的な内容についても出題し、法科大学院における学修状況を検証することも重要である。本年度の試行試験においては、このような点に配慮しつつ、基礎的な問題を中心としつつも、一定の数については、やや発展的・応用的な問題も出題することとした。

また、今回の試行試験においては、上記「共通的な到達目標モデル」を参照しつつ、憲法、民法、刑法の各分野について、特に出題範囲を限定するような措置を講じなかった。これは、各科目の試験委員の所属する法科大学院においては、未修1年次において、上記3科目については、おおむね全体の内容を修得させるカリキュラムを採用していることから、未修1年次が受験することを想定しても、特に出題範囲を限定する必要はないと考えられたからである。もっとも、全国の法科大学院の中には、未修1年次の教育課程において、上記3科目の一部の領域を取り扱わないカリキュラムを採用するものがある可能性がある（たとえば民法において、親族法・家族法を1年次で取り扱わないカリキュラムなどが考えられる）。このように法科大学院によって教育課程が異なる場合においては、共通到達度確認試験の出題範囲を限定する、あるいは、出題範囲は一般的な法科大学院の学修範囲としつつ、各法科大学院が成績を分析・評価する際に一定の問題を除外するなど、具体的にいかなる対応を講ずべきかについては、さらに検討する必要がある。

(3) 問題形式、配点等について

問題形式については、正誤式問題と多肢選択式を併用した。正誤式問題の正答率が比較的高くなり、また、多肢選択式問題の正答率が比較的低くなる傾向があったが、これは出題形式からして当然の結果であろう。正誤式問題は、基礎的な知識を端的に確認するためには適切な出題形式であると思われるが、一定の知識を前提とした思考力を確認するためには、多肢選択式の問題と併用する必要があると思われる。正誤式問題と多肢選択式の問題のバランスについては、昨年度においては全科目とも2対1の割合としていたが、本年度は問題数を増加したことも相まって、民法については2対1の割合が維持されたが（正誤式40問、多肢選択式20問）、憲法・刑法については、それよりもやや多肢選択式の問題の割合が増えている（正誤式25問、多肢選択式15問）。来年度以降の出題においても、昨年度あるいは本年度の割合での出題が適当であると思われるが、その適否については、今後、試行試験を重ねることで慎重に検討する必要がある。なお、配点については、正誤式問題を各1点としたのに対して、解答に必要とされる知識や時間等にかんがみて、多肢選択式は各3点としている。このため、総得点においては、多肢選択式の問題の得点の方が

高い比重を占めることになっている。この点についても、議論の余地はあると思われるが、多肢選択式の方が、基礎的な思考力や論理力を確認することができることにかんがみれば、基本的には適切であると考えられる。

なお、昨年度に引き続き、本年度の試行試験もマークシートによる解答方式を採用している。マークシートによる解答方式を採用した場合、発展的・応用的な思考能力を具体的に確認することには限界があるといえるが、基本的な知識や思考力、論理力を確認することは十分に可能であると思われる。あくまでも法科大学院における学修の到達度を確保するための試験としての性格、また、かりに進級判定等に利用する場合、短時間で多数の答案を採点する必要があることなどにかんがみれば、マークシートによる解答方式が適切であるように思われる。

(4) 問題の難易度について

問題の難易度については、おおむね適切であったと思われるが、やや発展的・応用的な問題も含まれており、それについては正答率も低い傾向があった。なお、今回の試行試験については、2年次学生も参加することから、やや発展的・応用的な内容についても出題し、1年次学生との比較分析によって、法科大学院における学修状況を検証することが企図されていたことは、既に述べたとおりである。とりわけ未修1年次の学生に対して、基本的な知識・理解の定着度を確認するという趣旨からは、やや出題の水準を下げ、もっぱら基礎的な知識を問うべきという理解もあり得るところであるが、試験委員の主任間の打ち合わせにおいては、判例の理解も学説によって必ずしも一義的ではないことなどから、正誤におよそ紛れのないかたちで、さらに基礎的な出題をすることについては、自ずから限界があるという指摘もあった。

なお、解答時間の設定については、未回答の問題がそれほど多くなかったことから、解答時間が大幅に不足したという事態はないように思われる。

(5) 問題数について

昨年度の試行試験の問題数は、憲法、刑法が30問であり、民法が45問であったが、前述の通り、本年度については法科大学院1年次に在籍する学生だけでなく、2年次に在籍する学生も受験が可能となったことから、未修者・既修者、あるいは、学年ごとに試験結果をきめ細かく分析するため、試行的に試験問題数を増やすこととした。その結果、民法60問（多肢選択式20問、正誤式40問）、憲法、刑法各40問（多肢選択式15問、正誤式25問）を出題した。

問題数を増やしたことによって、より広い範囲について、知識や理解を確認することができるメリットは明らかである。もっとも、全体の成績を分析したところ、特定の分野や範囲に限って受験者の正答率が著しく低下するような状況は特に認められず、むしろ出題の内容や形式によって、正答率は左右されているように見受けられた。たとえば民法についていえば、物権法の分野から、昨年度は合計5題を出題したところ、本年度は出題数が11題に増加したが、それによって、受験生の解答傾向や正答率等について、有意な差が生

じているわけではない。

適切な問題数については、なお慎重な検討・分析が必要であると思われるが、少なくとも今回の試行試験の結果に限っていえば、出題数を増やしたことによって有意な影響は特に見受けられないように思われる。出題内容や形式をさらに工夫すれば、昨年度と同程度の問題数であっても、各科目の全般的な理解を確認することは十分に可能であるようにも思われる。なお、出題数を増やした場合、当然ながら、解答時間もそれに伴い延長されることになる。かりに来年度以降、7科目について試行試験を実施することになった場合、問題数を増加させることについては、実施運営上の負担・困難が伴うことについても、付言しておきたい。

(6) 問題作成の体制について

本年度の問題作成においては、試験委員を作問委員と点検委員に分け、作問委員が問題案を作成し、点検委員が問題の難易度、適否などについて点検を行った。点検委員の点検において、問題案についていくつかの指摘があり、それを受けて、さらに作問委員が問題案の修正作業を行い、最終案を確定した。点検委員による点検は、問題案の難易度、出題形式などについて、作問委員とは異なる観点からの指摘を受ける機会であり、有益であった。とりわけ民法、刑法については、法曹実務家（弁護士）が点検委員に加わることによって、実務的な観点から、出題形式や内容に関するコメントを得ることができた。共通到達度確認試行試験においては、法律基本科目の基本的な学修到達度を確認することが予定されており、実務的な問題について出題することが予定されているわけではない。したがって、作問作業については、研究者が中心になることが想定されているといえるが、点検作業において実務家が適切に関与し、問題案の実務的な意義や位置付けについて、研究者とは異なる視点から、適切な指摘を受けることは、出題内容の適切さを確保する上で重要な意義を有しているといえることができる。もっとも、点検委員として法曹実務家に加わる必要があるか、また、いかなる立場の実務家に加わるべきかについては、科目の性質によって異なるところがあると思われるため、来年度以降、さらに検討が必要であろう。

II. 憲法の試験結果について

(1) 個別の設問について

憲法は、問題 1 から問題 25 までを正誤式問題とし、問題 26 から問題 40 までを多肢選択問題とした。

問題 1 は、天皇の地位に関する基礎的な問題であり、天皇の地位を根拠づける 1 条において国民主権原理が明示されていることの意味を正確に理解しているかを問う趣旨である。正答率は、67.5%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2013 年度第 14 問）であり、当時の正答率は 58.0%である。

問題 2 は、特別の法律関係における人権に関する基礎的な問題であり、未決拘禁者新聞

閲読制限事件の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、87.1%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 3 は、幸福追求権に関する基礎的な問題であり、幸福追求権に関する学説についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、71.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 4 は、法の下での平等の意義に関する基礎的な問題であり、平等原則の内容を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、69.7%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2013年度第3問）であり、当時の正答率は72.9%である。

問題 5 は、思想・良心の自由に関する基礎的な問題であり、君が代起立斉唱事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、98.2%であり、出題時の想定を上回った。

問題 6 は、政教分離に関するやや発展的な問題であり、政教分離に関する判例を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は73%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 7 は、結社の自由に関する基礎的な問題であり、結社の自由の保障内容を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は90.2%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 8 は、営利的表現の自由に関するやや発展的な問題であり、営利的表現の自由に関する諸学説についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、81.4%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2014年度第8問）であり、当時の正答率は86.9%である。

問題 9 は、大学の自治に関する基礎的な問題であり、ポポロ事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は70.2%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 10 は、海外渡航の自由に関するやや発展的な問題であり、帆足計事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、71.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 11 は、条例による財産権制限に関するやや発展的な問題であり、奈良県ため池条例事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、45.4%であり、出題時の想定を下回った。本問は法学既修者試験の問題（2014年度第5問）であり、当時の正答率は46.9%である。

問題 12 は、適正手続に関する基礎的な問題であり、川崎民商事件判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、96.9%であり、出題時の想定を上回った。

問題 13 は、生存権に関する基礎的な問題であり、生存権に関する立法裁量のあり方を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、76.2%であり、出題時の想定をやや

上回った。

問題 14 は、国の有する教育権に関する基礎的な問題であり、国の有する教育権の範囲ないし限界について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は 93.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 15 は、公務員の労働基本権に関するやや発展的な問題であり、公務員の労働基本権の制限に関する判例の理解を確認する趣旨である。正答率は、45.8%であり、出題時の想定を下回った。本問は共通到達度確認試験試行試験の問題（第 1 回第 10 問）であり、当時の正答率は 42.6%である。

問題 16 は、労働基本権に関する基礎的な問題であり、労働基本権に関する判例を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、73%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 17 は、国家賠償請求権に関する基礎的な問題であり、国家賠償請求権についての判例について論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、93.2%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 18 は、内閣総理大臣に関する基礎的な問題であり、内閣総理大臣に関する条文の正確な知識を確認する趣旨である。正答率は、48.8%であり、出題時の想定を下回った。

問題 19 は、条約に関する基礎的な問題であり、国会の承認の必要な条約の意義を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、67.2%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2014 年度第 14 問）であり、当時の正答率は 58.0%である。

問題 20 は、条約に関するやや発展的な問題であり、条約の承認・修正の意味を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、74.8%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2011 年度第 12 問）であり、当時の正答率は 82.5%である。

問題 21 は、特別裁判所（76 条 2 項）に関する基礎的な問題であり、特別裁判所の意義について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、69.7%であり、出題時の想定範囲内である。本問は法学既修者試験の問題（2014 年度第 17 問）であり、当時の正答率は 73.4%である。

問題 22 は、統治行為論に関する基礎的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、85.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 23 は、憲法訴訟のうち立法行為に対する国家賠償請求訴訟に関するやや発展的な問題であり、立法行為に対する国家賠償請求訴訟に関する判例法理について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、65.4%であり、出題時の想定範囲内である。本問は共通到達度確認試験試行試験の問題（第 1 回第 20 問）であり、当時の正答率は 54.8%である。

問題 24 は、地方自治に関するやや発展的な問題であり、「地方公共団体」（93 条 2 項）

の意義を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、46.6%であり、出題時の想定を下回った。

問題 25 は、明治憲法以前の法令の効力に関する発展的な問題であり、明治 6 年太政官布告 65 号の有効性が争われた事件の判決の判旨を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、54.1%であり、出題時の想定の内である。

問題 26 は、国民主権に関する発展的な問題であり、関連する事項についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、79 %であり、出題時の想定を上回った。

問題 27 は、私人間効力に関するやや発展的な問題であり、私人間効力に関する判例を正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、20.1%であり、出題時の想定を下回った。

問題 28 は、包括的基本権に関する基礎的な問題であり、包括的基本権に関する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、68.6%であり、出題時の想定の内である。

問題 29 は、平等に関する発展的な問題であり、具体的事例への当てはめを通じ、形式的平等の概念についての論理的な思考力を確認する趣旨である。正答率は、78.2%であり、出題時の想定を上回った。

問題 30 は、集会の自由に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、85%であり、出題時の想定を上回った。本問は既修者試験の問題（2012 年度第 22 問）であり、当時の正答率は 79.6%である。

問題 31 は、取材・報道の自由に関する基礎的な問題であり、関連する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、52.8%であり、出題時の想定を下回った。

問題 32 は、表現の自由に関する基礎的な問題であり、表現の自由の事前抑制に関する北方ジャーナル事件最高裁判所判決について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、38.5%であり、出題時の想定を下回った。

問題 33 は、職業の自由ないし営利的言論の自由に関する発展的な問題であり、職業の自由ないし営利的言論の自由に関する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、41.8%であり、出題時の想定の内である。本問は既修者試験の問題（2015 年度第 23 問）であり、当時の正答率は 34.3%である。

問題 34 は、財産権に関する基礎的な問題であり、関連する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、54.4%であり、出題時の想定を下回った。

問題 35 は、選挙制度と投票価値の平等に関するやや発展的な問題であり、関連する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、40.7%であり、出題時の想定を下回った。

問題 36 は、政党に関するやや発展的な問題であり、政党をめぐる法制度や判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、56.4%であり、出題時の想定の内

囲内である。本問は既修者試験の問題（2015年度第24問）の改題であり、当時の正答率は62.1%である。

問題37は、二院制に関する基礎的な問題であり、衆議院の優越に関する憲法の条文について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、56%であり、出題時の想定範囲内である。本問は司法試験短答式試験の問題（2012年度第15問）の改題である。

問題38は、議院内閣制と内閣に関するやや発展的な問題であり、関連する事項について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、58.6%であり、出題時の想定範囲内である。本問は共通到達度確認試験試行試験の問題（第1回第28問）であり、当時の正答率は49.8%である。

問題39は、裁判所と司法権に関するやや発展的な問題であり、裁判所と司法権に関する判例について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、74.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題40は、財政に関する発展的な問題であり、財政に関する基本原則について正確に理解しているかを確認する趣旨である。正答率は、59.9%であり、出題時の想定範囲内である。

（2）小括

受験者の理解状況は、概ね良好であった。

正答率が出題時の想定を上回った問題が5問、おおむね想定通りであった問題が26問、やや下回った問題が9問であった。

正答率が特に低かった（40%以下）問題（問題27、問題32）は、いずれも判例の正確な理解を問うものであった。また同様に、正答率の想定を下回った問題については、分野別の傾向は見られなかったが、いずれも、判例や条文の正確な知識が問われるものであった。

出題の難易度別に見ると、基礎的な問題が21問、やや発展的な問題が14問、発展的な問題が5問であった。当然のことではあるが、基礎的な問題については一般的に正答率が高い傾向があり、やや発展的な問題については正答率が低い傾向があった。また、基礎的な思考力を問う問題については、正答率もおおむね想定範囲内であり、正答率もおおむね良好であった。印象としては、やや細かい判例を聞く問題、あるいは、著名判例であっても細部の理解まで問う問題については正答率が下がる傾向が見られた。

他方、簡単な論理的思考力を問う問題も一部出題した（問題3、問題8、問題26、問題29）が、正答率は良好であった。

受験者の属性別の平均点をみると、未修1年次学生が40.01点、未修2年次学生が43.93点、未修3年次学生が47.13点であった。学年次の進行とともに平均点が上昇していること、既修2年次の平均点が未修2年次の平均点を上回っていることが認められる。

属性別の正答率については、未修1年次と既修2年次との差が1ポイント未満の問題が5問あったが（問題9、問題18、問題19、問題22、問題29）、そのほとんどは正誤問題であ

った。他方、15ポイント以上の差があった問題は11問あった（問題2、問題4、問題8、問題11、問題23、問題28、問題32、問題34、問題37、問題38、問題39）。また、全体の正答率が90%を超えた問題（問題5、問題7、問題12、問題14、問題17）については比較的差が小さかったのに対し、40%未満の問題（問題27、問題32）については大きな差があった。

既出問題の使用について、既修者試験の問題を10問（うち1問は改題）出題したが、今回の受験者の正答率と出題当時の正答率との間に大きな違いはないように思われた。また、今回は第1回共通到達度確認試験の問題を3問出題したが（問題15、問題23、問題38）、全受験者の正答率は昨年を上回り、昨年度受験者と同属性である未修1年次の受験者については概ね昨年度と同様の正答率であった。

Ⅲ. 民法の試験結果について

（1）個別の設問について

民法は、問題1から問題40までを正誤式問題とし、問題41から問題60までを多肢選択問題とした。

問題1は、権利能力の始期に関する基礎的な問題であり、権利能力の始期が出生届の有無に左右されないことを確認する趣旨である。正答率は99.1%であり、出題時の想定を上回った。

問題2は、行為能力に関する基礎的な問題であり、保佐人の同意を要する行為を具体的に理解していることを確認する趣旨である。正答率は73.8%であり、出題時の想定範囲内である。

問題3は、法人に関する基礎的な問題であり、理事の行為についての法人の責任に関する規律を理解していることを確認する趣旨である。正答率は89.9%であり、出題時の想定範囲内である。

問題4は、代理に関する基礎的な問題であり、代理権の終了原因に関する規律を理解していることを確認する趣旨である。正答率は93.6%であり、出題時の想定範囲内である。

問題5は、条件に関する基礎的な問題であり、条件付権利の内容を理解していることを確認する趣旨である。正答率は73.0%であり、出題時の想定範囲内である。

問題6は、占有権に関する基礎的な問題であり、占有回収の訴えの要件を理解していることを確認する趣旨である。正答率は49.1%であり、出題時の想定を下回った。

問題7は、所有権の取得に関する基礎的な問題であり、不動産の付合を具体的な事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は91.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題8は、動産物権変動に関する基礎的な問題であり、動産譲渡の対抗要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は73.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 9 は、登記請求権に関する基礎的な問題であり、登記請求権の有無について輾轉譲渡の事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、89.9%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 10 は、先取特権に関する基礎的な問題であり、動産売主の先取特権の成立要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は、70.8%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 11 は、抵当権に関する基礎的な問題であり、抵当権の付従性についての理解を確認する趣旨である。正答率は、85.1%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 12 は、債権の目的に関する基礎的な問題であり、種類債務の特定等について具体的事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、56.6%であり、出題時の想定を下回った。本問は、共通到達度確認試験（試行）の問題（2014 年度問題 12）であり、当時の正答率は、60.7%である。

問題 13 は、債権の効力に関する基礎的な問題であり、引渡債務の履行強制の方法についての理解を確認する趣旨である。正答率は、85.1%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 14 は、債権の効力に関する基礎的な問題であり、金銭債務の不履行による損害賠償義務の要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は、75.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 15 は、債権者代位権に関する基礎的な問題であり、被保全債権に関する要件の理解を確認する趣旨である。正答率は、87.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 16 は、多数当事者の債権及び債務に関する基礎的な問題であり、連帯保証の性質についての理解を確認する趣旨である。正答率は、76.9%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 17 は、債権の消滅に関する基礎的な問題であり、弁済供託の要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は、93.7%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 18 は、債権の消滅に関する発展的な問題であり、差押えと相殺の問題について具体的事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、52.3%であり、出題時の想定を下回った。本問は、既修者試験の問題（2010 年度問題 10）であり、当時の正答率は、54.2%である。

問題 19 は、債権の消滅に関する基礎的な問題であり、免除の要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は、40.4%であり、出題時の想定を下回った。

問題 20 は、契約の効力に関する基礎的な問題であり、第三者のためにする契約についての理解を確認する趣旨である。正答率は、62.7%であり、出題時の想定を下回った。

問題 21 は、契約の効力に関する基礎的な問題であり、危険負担に関する理解を確認する趣旨である。正答率は、92.8%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 22 は、契約の解除に関する基礎的な問題であり、解除権の不可分性の理解を確認する趣旨である。正答率は、54.7%であり、出題時の想定を下回った。本問は、既修者試験の問題（2012 年度問題 13）であり、当時の正答率は、45.2%である。

問題 23 は、契約の解除に関する基礎的な問題であり、解除による原状回復義務の範囲の

理解を確認する趣旨である。正答率は、42.5%であり、出題時の想定を下回った。

問題 24 は、消費貸借に関する基礎的な問題であり、利息についての理解を確認する趣旨である。正答率は、59.0%であり、出題時の想定を下回った。

問題 25 は、賃貸借に関する基礎的な問題であり、費用償還請求権についての理解を確認する趣旨である。正答率は、68.7%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 26 は、請負に関する基礎的な問題であり、注文者の解除権についての理解を確認する趣旨である。正答率は、85.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 27 は、事務管理に関する基礎的な問題であり、具体的事例に即して事務管理を理解していることを確認する趣旨である。正答率は、78.6%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 28 は、不当利得に関する基礎的な問題であり、騙取金による弁済という事例に即して不当利得を理解していることを確認する趣旨である。正答率は、69.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 29 は、不法行為に関する基礎的な問題であり、工作物責任についての理解を確認する趣旨である。正答率は、67.0%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 30 は、親権に関する基礎的な問題であり、利益相反行為についての理解を確認する趣旨である。正答率は 56.1%であり、出題時の想定を下回った。

問題 31 は、離婚に関する基礎的な問題であり、協議離婚についての理解を確認する趣旨である。正答率は、84.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 32 は、養子に関する基礎的な問題であり、養子縁組の要件についての理解を確認する趣旨である。正答率は、55.8%であり、出題時の想定を下回った。

問題 33 は、後見に関する基礎的な問題であり、後見人の資格についての理解を確認する趣旨である。正答率は、66.6%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 34 は、扶養に関する基礎的な問題であり、扶養義務を負う者の範囲の理解を確認する趣旨である。正答率は、45.0%であり、出題時の想定を下回った。

問題 35 は、相続人に関する基礎的な問題であり、代襲相続についての理解を確認する趣旨である。正答率は、84.1%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 36 は、相続分に関する基礎的な問題であり、特別受益についての理解を確認する趣旨である。正答率は、83.3%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 37 は、遺産の分割に関する基礎的な問題であり、金銭の取扱いについての理解を確認する趣旨である。正答率は、43.5%であり、出題時の想定を下回った。

問題 38 は、相続の効力に関する基礎的な問題であり、相続回復請求についての理解を確認する趣旨である。正答率は、79.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 39 は、相続人の不存在に関する基礎的な問題であり、特別縁故者に対する相続財産の分与についての理解を確認する趣旨である。正答率は、52.2%であり、出題時の想定を下回った。

問題 40 は、相続人の不存在に関する基礎的な問題であり、相続財産法人についての理解を確認する趣旨である。正答率は、85.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 41 は、取消しに関する基礎的な問題であり、取り消すことができる行為についての理解を確認する趣旨である。正答率は、78.8%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 42 は、意思表示に関する基礎的な問題であり、民法 94 条 2 項の「第三者」の意義について、具体例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、89.5%であり、出題時の想定を上回った。

問題 43 は、代理に関する基礎的な問題であり、無権代理と相続について、具体的事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、90.5%であり、出題時の想定を上回った。

問題 44 は、物権に関する基礎的な問題であり、用益物権等についての理解を確認する趣旨である。正答率は、53.6%であり、出題時の想定を下回った。

問題 45 は、物権に関するやや発展的な問題であり、各種の物権について横断的な理解を確認する趣旨である。正答率は、84.6%であり、出題時の想定を上回った。

問題 46 は、占有権に関する基礎的な問題であり、自主占有と他主占有の違い等についての理解を確認する趣旨である。正答率は、83.9%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 47 は、抵当権に関するやや発展的な問題であり、抵当権の実行としての競売による不動産売却の法律関係についての理解を確認する趣旨である。正答率は、53.5%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 48 は、譲渡担保に関するやや発展的な問題であり、譲渡担保について判例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、86.4%であり、出題時の想定を上回った。

問題 49 は、詐害行為取消権に関する基礎的な問題であり、詐害行為取消権について具体的事例に即して理解していることを確認する趣旨である。正答率は、76.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 50 は、多数当事者の債権及び債務に関する基礎的な問題であり、連帯債務についての理解を確認する趣旨である。正答率は、31.5%であり、出題時の想定を下回った。

問題 51 は、売買に関する基礎的な問題であり、具体的事例に即して売主の瑕疵担保責任について理解していることを確認する趣旨である。正答率は 76.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 52 は、賃貸借に関する基礎的な問題であり、賃貸借契約における当事者の義務についての理解を確認する趣旨である。正答率は、68.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 53 は、不法行為に関するやや発展的な問題であり、具体的事例に即して賠償されるべき損害について理解していることを確認する趣旨である。正答率は、70.0%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 54 は、分野横断的な基礎的な問題であり、各種の注意義務の程度についての理解を

確認する趣旨である。正答率は、41.1%であり、出題時の想定を下回った。

問題 55 は、婚姻に関する基礎的な問題であり、婚姻の要件・効力等についての理解を確認する趣旨である。正答率は、74.4%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 56 は、親子に関する基礎的な問題であり、父子関係に関する理解を確認する趣旨である。正答率は、62.2%であり、出題時の想定範囲内である。本問は、共通到達度確認試験（試行）の問題（2014 年度問題 42）であり、当時の正答率は、51.1%である。

問題 57 は、親族法及び相続法に関する横断的な基礎的な問題であり、いわゆる身分行為における家庭裁判所の関与についての理解を確認する趣旨である。正答率は、87.7%であり、出題時の想定を上回った。

問題 58 は、相続の承認および放棄に関するやや発展的な問題であり、具体的事例に即して承認および放棄について理解していることを確認する趣旨である。正答率は、52.1%であり、出題時の想定範囲内である。

問題 59 は、遺言に関するやや発展的な問題であり、具体的事例に即して遺言に関する諸準則を理解していることを確認する趣旨である。正答率は、34.1%であり、出題時の想定を下回った。

問題 60 は、分野横断的な基礎的な問題であり、権利者の死亡のもたらす影響等についての理解を確認する趣旨である。正答率は、71.5%であり、出題時の想定範囲内である。本問は、既修者試験の問題（2010 年度問題 25）であり、当時の正答率は、70.5%である。

（2）小括

受験者の理解状況は、概ね良好であった。ほとんどの問題が、基礎的な事項について、しかるべく理解をしているかどうかを確認する趣旨のものであったからではないかと思われる。出題の難易度別にみると、基礎的な問題が 53 問、やや発展的な問題が 7 問である。具体的事例に則しての理解を確認する問題（14 問）が相当数含まれている。なお、本年度の試行試験では、最高裁判所の判決理由を直接の題材とする問題（問題 48）、会話形式の問題（問題 51）具体的な遺言に即して遺言法の理解を問う問題（問題 59）、分野横断的な問題（問題 45、54、57。なお問題 44、45 なども横断的性格が濃い）などにおいて、出題形式の多様化を試みた。これらは、具体的事例に即しての理解を確認する問題とともに、受験者の思考力を問うものとしての性格も有する。なお、複数の選択肢のなかから正しいものの個数を解答させる出題形式（問題 54）には、受験者が問題の内容を正確に理解していない場合であっても結果的に正解に達することがあるとの難点が指摘されることがあるが、偶然に正解に達する可能性があることについては正誤式および多肢選択式にもある程度共通する難点であるようにも思われ、引き続き検討したい。

本年度の試行試験においては、とりわけ正誤式問題については、未修 1 年次学生に対して基礎的な知識を確認することを重視したことから、正誤式問題については、未修 1 年次学生の正答率が 90%を超えた問題が 4 問あった。

全受験者の正答率が出題時の想定を上回った問題が 6 問、おおむね想定どおりであった問題が 36 問、下回った問題が 18 問であった。正答率が出題時の想定を下回った問題のうち 7 問が親族法・相続法分野に関する問題であった。

正答率が特に低かった（40%以下）問題は 2 問ある（問題 50 および問題 59）。いずれも多肢選択式問題であり、問題 50 は、基礎的な問題ではあるが学修がゆきとどきにくい連帯債務に関する出題であったこと、問題 59 は、遺言に関する規律について、具体的な遺言に即しての理解を問うという出題形式があるいは受験生にとって馴染みが薄かったことが、正答率の低さに影響を及ぼした可能性がある。

民法の分野別に見ると、民法総則からの出題が 8 問、物権からの出題が 11 問、債権総論からの出題が 10 問、契約からの出題が 9 問、事務管理・不当利得・不法行為からの出題が 4 問、親族からの出題が 7 問、相続からの出題が 8 問、分野横断的な出題が 3 問であり、民法全体から万遍なく出題され、正答率が低かった（50%以下）問題（8 問）は、各分野に分散していた。

受験者の属性別の平均点をみると、未修 1 年次学生が 65.68 点、未修 2 年次学生が 69.48 点、既修 2 年次学生が 72.93 点であった。学年次の進行とともに平均点が上昇していること、既修 2 年次の平均点が未修 2 年次の平均点を上回っていることが認められる。もっとも、未修 1 年次の受験者の正答率が既修 2 年次の受験者の正答率を 20%以上下回った問題は 1 問にとどまった（他方、未修 1 年次の受験者の正答率が既修 2 年次の受験者の正答率を上回る問題も散見される）。また、未修 1 年次および 2 年次の学生にも、個別にみれば、非常に高得点を獲得している学生が少なくないことには留意が必要である。

なお、今回の問題の中には、過去の法学既修者試験の問題（一部を修正して用いたものもある）が含まれているが、今回の受験者の正答率と出題当時の正答率との間に大きな違いはないように思われた。もっとも、2014 年度の共通到達度確認試験(試行)の問題を出題した問題 52 については、2014 年度の共通到達度確認試験における正答率が 51.1%であったのに対して、2015 年度の共通到達度確認試験における正答率は 62.2%であった。一定数の受験者は、2014 年度につづいて共通到達度確認試験を受験していることが、2015 年度における正答率の高さに影響を及ぼした可能性がある。

IV. 刑法の試験結果について

(1) 個別の設問について

刑法は、問題 1 から問題 25 までを正誤式問題とし、問題 26 から問題 40 で多肢選択問題とした。

問題 1 は、罰則における「～した者」の意義についての理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、67.7%であり、出題時の想定通りである。

問題 2 は、刑事未成年者を利用した間接正犯の成否についての理解を確認する趣旨の問

題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、98.3%であり、出題時の想定をやや上回った。本問は法学既修者試験の問題（2013年第11問）を翻案したものであり、当時の正答率は70.5%である。

問題3は、不作為犯における因果関係の意義について、因果関係として危険の現実化を要求する立場からの帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基本的な思考力が問われている。正答率は、82.6%であり、出題時の想定通りである。

問題4は、抽象的事実の錯誤について、判例の立場を理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基本的な知識が問われている。正答率は、84.7%であり、出題時の想定通りである。

問題5は、誤想防衛についての理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、68.2%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題6は、過失犯の成立要件としての結果回避可能性の意義についての理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は76.5%であり、出題時の想定通りである。本問は既修者試験の問題（2009年第4問）であり、当時の正答率は58.2%である。

問題7は、財産的利益に対しても正当防衛による対抗が可能であることについて、理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は85.1%であり、出題時の想定通りである。本問は法学既修者試験の問題（2011年第8問）を翻案した問題であり、当時の正答率は77.8%である。

問題8は、正当防衛における「やむを得ずにした行為」の意義についての理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、98.4%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題9は、原因において自由な行為の理論構成において、原因行為時の主観面が基準となることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は56.3%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題10は、中止犯の成立要件についての理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、93.9%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題11は、共同正犯における過剰防衛の成否に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、93.2%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題12は、共同正犯の成立範囲について、判例が部分的犯罪共同説を採用していることを理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、95.1%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題13は、包括一罪について近時の最高裁判例の意義を理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、86.8%であり、出題時の想定通りである。

問題14は、傷害罪における「傷害」の意義についての理解を確認する趣旨の問題であり、

基礎的な知識が問われている。正答率は98.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題15は 強制わいせつ致死傷罪の成立範囲に関する理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、74.6%であり、出題時の想定通りである。本問は法学既修者試験の問題（2010年第2問）であり、当時の正答率は74.0%である。

問題16は、業務妨害罪と公務執行妨害罪の関係についての理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、92.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題17は、刑法242条の解釈について、判例の立場を理解しているかを確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、96.0%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題18は、窃盗罪における占有の意義に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、92.8%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題19は、2項強盗（殺人）罪において、被害者の処分行為が不要あることの理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、85.9%であり、出題時の想定通りである。

問題20は、詐欺罪の成立範囲に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基本的な知識が問われている。正答率は、62.7%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は既修者試験の問題（2010年第15問）であり、当時の正答率は51.7%である。

問題21は、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、77.5%であり、出題時の想定通りである。

問題22は、背任罪の共同正犯の成立範囲について、判例の理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、88.5%であり、出題時の想定をやや上回った。本問は既修者試験の問題（2009年第14問）であり、当時の正答率は76.1%である。

問題23は、建造物損壊罪における「損壊」の意義について、判例の理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、97.1%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題24は、私文書偽造罪における「偽造」概念に関する理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、96.1%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題25は、収賄罪における「職務に関し」の意義について、判例の理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、35.7%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は既修者試験の問題（2014年第20問）であり、当時の正答率は32.5%である。

問題26は、因果関係に関連する事例について、判例の理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、57.0%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題 27 は、不作為犯に関する基本的な理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、89.5%であり、出題時の想定をやや上回った。

問題 28 は、具体的事実の錯誤の事例の処理について、一定の見解を前提にしつつ、その見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、76.2%であり、出題時の想定通りである。本問は既修者試験の問題（2013 年第 22 問）であり、当時の正答率は 75.4%である。

問題 29 は、判例の事例に即して、過失犯に関する正確な理解を確認する趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、61.6%であり、出題時の想定通りである。

問題 30 は、正当防衛における防衛の意思について、判例の理解を確認する趣旨の問題であり、基礎的な知識が問われている。正答率は、46.8%であり、出題時の想定をやや下回った。本問は法学既修者試験の問題（2010 年第 22 問）を翻案したものであり、当時の正答率は 38.6%である。

問題 31 は、実行の着手の意義について、いくつかの見解の対立に関連して、その見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、84.3%であり、出題時の想定通りである。

問題 32 は、教唆・幫助の成否について正確な理解を確認する趣旨の設問であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、61.4%であり、出題時の想定通りである。

問題 33 は、刑法 65 条の解釈について、いくつかの見解の対立に関連して、その見解の論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、やや発展的な思考力が問われている。正答率は 61.7%であり、出題時の想定通りである。

問題 34 は、遺棄罪における「遺棄」の意義について、一定の立場を前提に、その論理的帰結を考えさせる趣旨の問題であり、やや発展的な思考力が問われている。正答率は、57.1%であり、出題時の想定をやや下回った。

問題 35 は、略取・誘拐罪の成立要件について、基本的な理解を確認する趣旨の設問であり、基本的な知識が問われている。正答率は、84.2%であり、出題時の想定通りである。

問題 36 は、財産犯の成否が問題となる事例について、犯罪の成否を分析する思考力を問う問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、77.5%であり、出題時の想定通りである。

問題 37 は、事後強盗罪における「窃盗の機会」の意義について、基本的な事例を分析する能力を確認する趣旨の問題であり、基礎的な思考力が問われている。正答率は、73.8%であり、出題時の想定通りである。本問は法学既修者試験の問題（2011 年第 25 問）であり、当時の正答率は 58.4%である。

問題 38 は、詐欺罪の成否について、基本的な理解を確認する趣旨の問題であり、基本的な知識が問われている。正答率は 83.7%であり、出題時の想定通りである。

問題 39 は、委託物横領罪の成否をめぐる事例について、犯罪の成否を分析する思考力を問う問題であり、やや発展的な思考力が問われている。正答率は、70.8%であり、出題時の

想定通りである。

問題 40 は、放火罪の成否について、判例の正確な理解を問う趣旨の問題であり、やや発展的な知識が問われている。正答率は、61.8%であり、出題時の想定をやや下回った。

(2) 小括

受験者の理解状況は、おおむね良好であった。

正答率が出題時の想定を上回った問題が 13 問、おおむね想定通りであった問題が 19 問、やや下回った問題が 8 問であった。本年度の試行試験においては、とりわけ正誤式問題については、未修 1 年次学生に対して基礎的な知識を確認することを重視したことから、正誤式問題については、未修 1 年次学生の正答率が 90%を超えた問題が 9 問あった（これらはいずれも、正答率が出題時の想定を上回った問題である）。

正答率が特に低かった（50%以下）問題は 4 問あった。1 問が正誤式（問題 25）、3 問が多肢選択式の問題であり（問題 30、問題 34、問題 40）、そのうち 2 問が法学既修者試験の問題である（問題 25、問題 30）。この 4 問を分野別に見た場合、3 問が刑法各論からの出題であり、かつ、財産犯以外の分野からの出題であった。刑法各論の学修は刑法総論に比べて手薄になりがちであり、その中でも財産犯の学修に偏る傾向がある。受験者の学修が不十分な範囲について、正答率が低くなったものと推測される。

刑法の分野別に見ると、総論の分野からの出題が 21 問、各論の分野からの出題が 19 問である。大まかな傾向としては、正誤式問題については、総論の分野のほうが正答率が高いが、多肢選択式については、総論の分野のほうが正答率が低くなる傾向が見られた。

出題内容別に見ると、基礎的知識を問う問題が 22 問、やや発展的な知識を問う問題が 10 問、基礎的な思考力を問う問題が 5 問、やや発展的な思考力を問う問題が 3 問であった。当然のことではあるが、基礎的問題については一般的に正答率が高い傾向があり、やや発展的な問題については正答率が低い傾向があった。また、思考力を問う問題については、多肢選択式の形式で出題したこともあり、知識を問う問題に比べて、基礎的な思考力を問う問題については、正答率がやや低くなる傾向があったが、おおむね想定範囲内であった。

未修 1 年次の受験者と既修 2 年次の受験者を比較した場合、全体の平均点の差は 8.95 点であった（100 点換算した場合、12.8 点）。両者の正答率の差が 20%を超えた問題は 4 問であったが、そのうち多肢選択式の問題が 3 問であり（問題 30、問題 33、問題 40）、残りの 1 問は正誤式の問題であり、その内容は各論の国家的法益に対する罪に関する出題であった（問題 25）。

全体的な印象としては、大まかな知識があれば正解にたどり着くことができる問題については正答率が高いのに対して、基礎的な事項であっても、正確な理解が必要とされる設問については、正答率が大幅に下がる傾向があった。たとえば問題 30 は正答率が低くなっているが、防衛の意思の要否という論点自体は理解していても、判例がどのようなかたち

で防衛の意思の存否を判断しているかについては、正確な理解が欠けていたように推測される（問題 5、問題 9、問題 20 などについても同様の傾向があるように推測される）。

なお、今回の問題の中には、過去の法学既修者試験の問題（一部を修正して用いたものもある）が 10 問含まれているが、試験実施時の正答率と今回の試行試験の正答率を比較した場合、そのほとんどについて今回の試行試験の正答率が上回っていた。問題を一部修正したものについては、出題の趣旨がより明確になり、受験者にとって解答が容易になっており、これが正答率の上昇に影響した可能性もあるが、その点をあわせ考慮しても、法科大学院の学修によって、判例の理解などが深められていることが推測される。

別添資料編

資料 1 平成 27 年度試行試験の問題および正解

資料 2 第 2 回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性

資料 3 第 2 回共通到達度確認試験試行試験について

資料 4 第 2 回共通到達度確認試験試行試験実施要綱等の送付について

資料 5 第 2 回共通到達度確認試験試行試験へのご参加のお誘い

資料 6 第 2 回共通到達度確認試験試行試験の実施につきまして（含添付文書）

資料 7 第 2 回共通到達度確認試験試行試験に係る学生アンケートの実施について

資料 8 学生アンケート文書

資料 9 試験結果のデータ

- (1) 全体の平均点等
- (2) 解答分析表
- (3) 得点分布表

資料 10 試験問題に関する解説

資料 11 参加した法科大学院および受験人数

資料 12 各科目の分析結果の概要

第2回共通到達度確認試験試行試験 憲 法

資料 1

平成 28 年 3 月 14 日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	12 : 30~13 : 40	14 : 20~15 : 30	16 : 10~17 : 40

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4 月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。

問題 1～25 [配点 : 各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

憲法 1 条によれば、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものであるが、これは、過去との関係では、国民主権原理の採用によって天皇の地位の根拠が一変したことを示すとともに、将来にむかっては、天皇制が絶対的なもの、不可変的なものではなく、天皇の地位が国民の総意により変更可能なものであることを示すものである。

問題 2

最高裁判所の判例によれば、一般的には、新聞閲読の自由は憲法上保障されるが、未決拘禁中の刑事被告人に対する刑事収容施設内における新聞閲読の制限は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない刑事収容施設という部分社会内の問題であり、原則として司法審査の対象とならず、したがって、新聞閲読の制限を理由とする当該被拘禁者からの国家賠償請求も認められない。

問題 3

幸福追求権の範囲について、人格的自律のために重要な権利・自由に限られるとする説によれば、一般的には人格的自律にとって重要だと思われていない権利・自由であっても、ある個人の人格的自律にとって重要であるならば、その者の幸福追求権として保障される。

問題 4

憲法 14 条 1 項の意味について、学説では、同条は、法適用の平等のみならず、法の内容についての平等も当然要求するものである、とする立法者拘束説が広く支持されているが、最高裁判所の判例は、この考え方を当然の前提にしているわけではない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、公立学校の教諭に対し、入学式等において、国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じる校長の職務命令は、個人の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものとして、思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認められる。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、大嘗祭は、天皇が皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穰等を感謝するとともに国家や国民のために安寧と五穀豊穰等を祈念する儀式であり、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の儀式にのっとり行われたものであるため、それへの県知事の参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであり、憲法上の政教分離原則に違反する。

問題 7

結社の自由は団体を結成しそれに参加する自由を含むが、団体を結成しない、もしくはそれに参加しない自由を含まないから、弁護士等について団体の強制設立・強制加入制をとることが広く許される。

問題 8

純然たる営利広告も、消費者の側からみると 1 つの重要な生活情報としての意味をもちうるので、営利的表現の自由についても、消費者の「知る権利」という観点から憲法 21 条の保護が及ぶ、と解する立場が存在する。この立場と、表現の自由の重点が自己統治の価値にあることを理由に、営利的表現の自由の保障の程度は非営利的表現の自由のそれよりも低いと解する見解とは、相いれない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、学問の自由の保障は、教授の自由のほかに大学の自治をも含むが、大学内で行われる活動であっても、学生による集会が実社会の政治的社会的活動にあたる場合には、大学の自治の保障は及ばない。

問題 10

海外渡航ないし外国旅行の自由が憲法上保障される根拠として、憲法 22 条 1 項の居住・移転の自由、13 条の幸福追求権を挙げる見解もあるが、最高裁判所の判例は、その根拠を、22 条 2 項の外国に移住する自由に求めている。

問題 11

最高裁判所は、ため池の堤とうでの耕作などを禁止する奈良県ため池条例が憲法 29 条に違反しないとしたが、そこでは、条例で財産権の内容を定めることはできないが、財産権の行使を制限することはできるとの立場がとられている。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、憲法 35 条 1 項の規定は、本来、主として刑事手続における強制につき、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨のものであるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかは立法府の広い裁量に委ねられているが、国には同条 1 項の「健康で文化的な最低限度の生活」を絶対的基準として確保する責務があり、それに関しては立法裁量が限定される。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、国は、広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、争議行為に対する刑事制裁は必要最小限度に限られねばならず、公務員による正当な争議行為に対しては刑罰を科すことができないと解する限りにおいて、現行法による公務員の争議行為の制約は憲法に反しない。

問題 16

最高裁判所の判例によれば、労働組合が地方議会議員の選挙にあたり統一候補を決定し組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補の選に漏れたことから独自に立候補する旨の意思を表示した組合員に対し、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして、違法である。

問題 17

憲法 17 条の定める国家賠償請求権の具体化には立法府の裁量が認められると考えるとしても、法律による国の損害賠償責任の免除・制限が当然に許されるわけではない。

問題 18

内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決で指名し、天皇が任命する。

問題 19

政府見解によれば、国会の承認を必要とする条約は、法律事項または財政事項を含む国際約束のほか、国家間の基本的な関係を法的に規定する政治的に重要な国際約束であって批准が要件とされるものであり、日中平和友好条約がその例とされる。

問題 20

内閣は特別な必要があれば条約批准後に国会に条約の承認を求めることができるが、それに対して、国会が条約を修正して承認した場合、条約は国会が修正した内容のものとして効力を有する。

問題 21

家庭裁判所は、一般的に司法権を行う通常裁判所の系列に属する下級裁判所として設置されたものであり、憲法 76 条 2 項が設置することができないとする特別裁判所にはあたらないが、行政事件を専門に扱う行政裁判所を、裁判官の任命や上訴などの面で通常裁判所の系列に属する下級裁判所として法律で設けることは、権力分立の観点から許されない。

問題 22

最高裁判所の判例によれば、日米安全保障条約は主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものであるから、その合憲性の判断は、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外となる。

問題 23

最高裁判所の判例によれば、立法不作為について、国会議員は立法に関しては原則として国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないが、立法不作為が憲法違反の場合には瑕疵は重大であるから、特段の事情のない限り、国家賠償責任が生じる。

問題 24

最高裁判所の判例によれば、憲法 92 条は、地方公共団体の組織等に関する事項は法律で定めるものと規定しているため、93 条 2 項にいう「地方公共団体」は、法律で地方公共団体として取り扱われている地域団体のことを指す。

問題 25

明治6年太政官布告65号は死刑の執行方法の基本的事項を定めていたところ、死刑のような重大な刑の執行方法に関する基本的事項は現行憲法下においては法律事項に該当するため、同布告は現行憲法の施行に伴って失効した。

問題 26～40 [配点：各3点]

以下の問題について、選択肢1～5のうち1つ選びなさい。

問題 26

国民主権に関するつぎの文章について述べた以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

国民主権の原理には、国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使するという側面と、国家の権力を正当づける究極的な権威が国民にあるという側面が含まれている。第1の権力的な側面については、「国民」とは（ア）を意味し、政治制度としては（イ）と結びつきやすい。日本国憲法の定める（ウ）も、この側面の表れだと考えられている。これに対して、第2の正当性の側面については、「国民」とは（エ）を意味し、政治制度としては（オ）と結びつきやすい。

1. アには「全国民」、ウには「違憲審査制」が入る。
2. アには「教養と財産を有する市民」、エには「有権者団」が入る。
3. イには「制限選挙制」、エには「未成年者を含む国民総体」が入る。
4. イには「直接民主制」、オには「代表制」が入る。
5. ウには「憲法改正国民投票制」、オには「君主制」が入る。

問題 27

私人間における権利保障に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 憲法上の自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでないから、私立学校の校則について、それが直接憲法のこれらの基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。
2. 比較的保守的な校風を有する私立大学がその教育方針に照らし学生の政治的活動はできるだけ制限するのが教育上適当であるとの見地から、学内及び学外における学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。
3. 企業者が雇用の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、当然に違法とすることはできない。
4. 税理士会は税理士の地位向上を図るために政治活動をする自由を有し、その一環として、会員から特別会費を徴収して政治献金を行うことを多数決原理に基づき自ら決定できるが、強制加入団体であることを考慮すると、協力を拒んだ会員に資格停止などの重い不利益処分を行うことは許されない。
5. 入会権者の資格を原則として男子孫に限る慣習は、もっぱら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、入会権の歴史的沿革等の事情を考慮したとしてももはや正当化できず、性別のみによる不合理な差別として公序良俗に反し無効である。

問題 28

以下の記述のうち、住基ネット訴訟最高裁判所判決（最判平成 20・3・6 民集 62・3・665）に照らして、誤っているものの組合せを 1 つ選びなさい。

- ア. 憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する。
- イ. 住民基本台帳ネットワークによって収集、管理又は利用される、氏名、生年月日、性別及び住所は、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報に該当する。
- ウ. 住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の収集、管理又は利用は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている。
- エ. 住民が住民基本台帳カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であるため、個々の住民のプライバシー情報が、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有される具体的な危険が生じる。
- オ. 住民基本台帳法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置するなど、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じているため、本人確認情報が正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に公表される具体的な危険は生じない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

平等をめぐっては、個人の条件の差異を考慮することを禁ずる形式的平等と、個人の条件の差異を考慮した取扱いを求める実質的平等とがある。以下の措置のうち、形式的平等の考え方になじむものを1つ選びなさい。

1. 行政機関等に対して、障害者から、社会生活を営む上で障壁となる慣行の除去を必要としている旨の申し出があった場合、合理的な配慮を行うよう義務づける。
2. 企業等に対して、全従業員の一定割合の障害者の雇用を義務づけ、雇用率がその割合に達しない企業等から課徴金を徴収する。
3. 企業の採用面接において、応募者が信仰する宗教や支持する政党について質問することを禁じる。
4. 老齢年金の受給年齢に達する前に配偶者が死亡した場合において、遺族配偶者が妻であるときにのみ、一定期間遺族年金を支給する。
5. 大学教員の採用にあたり、採用候補者間の能力が同等と認められる場合には、女性を積極的に採用する。

問題 30

集会の自由に関する以下の学生の発言のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

教授：きょうは集会の自由について考えます。まず、集会の自由の保障の意義と内容は、どのようなものでしょうか。

学生 A：現代民主主義社会においては、集会は、国民がさまざまな意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成・発展させ、相互に意見や情報等を伝達・交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるので、憲法 21 条 1 項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の 1 つとして特に尊重されなければなりません。

学生 B：憲法が保障する集会とは、多数人が政治・経済・学問・芸術・宗教などについて、共通の目的をもって一定の場所に集まることをいうものと解する考え方があります。もともと、いわゆる暴走族追放条例によって暴走族の集会が規制される場合でも、その集会が一律に憲法 21 条 1 項の保障のらち外にあるとは解されません。

教授：集会の自由の制約について具体的にいうと、たとえば、地方自治法 244 条にいう普通地方公共団体の公の施設につき、管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれがありますね。

学生 C：はい。その場合、利用拒否の事由としては、適正な管理権行使の観点からのもののほか、施設利用によって他人の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られます。そのために受ける集会の自由の制限については、集会の自由の重要性と、集会開催によって侵害される他の基本的人権の内容や危険発生の程度等を較量して判断するべきです。

学生 D：その場合の較量においても、集会の自由が保障されていることの意義を踏まえる必要があります。つまり、集会の自由の制約は、基本的人権のうち精神的自由を制限するものであるから、経済的自由の制約における以上に、厳格な基準の下にされなければなりません。

学生 E：地方公共団体の設置する公立学校の学校施設を、学校教育の目的以外の目的で使用することは、基本的に制限されるものです。しかし、集会の自由の重要性にかんがみれば、集会のための使用の場合には、学校施設の目的外使用を許可するか否かが管理者の裁量にゆだねられるわけではありません。

1. 学生 A
2. 学生 B
3. 学生 C
4. 学生 D
5. 学生 E

問題 31

報道・取材の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであり、報道の自由は憲法 21 条により保障される。また、報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条により保障される。
2. 報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するように根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。
3. 報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、刑事訴訟において、取材源に係る証言拒絶が認められる。
4. 国家の基本的要請である公正な刑事裁判を実現するためには、適正迅速な捜査が不可欠の前提であるが、両者の間には本質的な差異があるから、取材の自由が適正迅速な捜査のために制約を受けることがあるとしても、必要最小限にとどめるべきである。
5. いわゆる反論権の制度は、機を失せず同じ新聞紙上に自己の反論文の掲載を受けることにより、名誉あるいはプライバシーの保護に資するものであることから、これを認める具体的な成文法がなくとも、裁判所が反論文の掲載請求を認めることができる。

問題 32

以下の記述のうち、北方ジャーナル事件最高裁判所判決（最大判昭 61・6・11 民集 40・4・872）に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 表現行為により名誉侵害を来す場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法 13 条）と表現の自由の保障（21 条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合にその表現行為が侵害行為にあたるとして規制が許されるかについて憲法上慎重な考慮が必要である。
2. 表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由が、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないのは、その表現の自由の行使を通じて国政が決定されることを、民主制国家は存立の基礎としているからである。
3. 表現行為に対する事前抑制が、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されるのは、表現物がその自由市場に出る前に抑止することによって公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的效果が大きいからである。
4. 公共の利害に関する事項について、表現行為に対する事前差止めが許されるのは、その表現内容が真実でなく、かつ、それが専ら公益を図る目的のものではない場合であって、さらに被害者が回復困難な損害を被る虞があるときに限られる。
5. 公共の利害に関する事項についての表現行為に対し、事前差止めを命ずる仮処分命令を発するについては、口頭弁論又は債務者の審尋を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることを原則とすべきものである。

問題 33

職業選択の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. あん摩師等の業務または施術所に関して、施術者の技能・施術方法・経歴に関する事項を記載してはならないという法律の規定は、国民の保健衛生上の見地から公共の福祉を維持するためやむをえない措置として許されるものであるから、適応症の広告まで禁止する趣旨ではないものと解すべきである。
2. 道路運送法が自動車運送事業の経営について免許制をとっている以上、取締りの実効性を確保し免許制度を維持するために、無免許営業に加えて、それに発展する危険性のある自家用自動車の有償運送行為を禁止することも、公共の福祉の確保のために必要な制限である。
3. 消極的・警察的目的による職業の許可制が合憲であるためには、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するが、社会・経済政策上の積極的な目的のための許可制は、職業の自由に対する強力な制限とはいえないので、そうした措置である必要はない。
4. 租税の適正かつ確実な賦課徴収をはかるための職業の許可制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、重要視すべきでない事柄に過大の比重を置いた判断によってなされていないかという観点から、合憲性を判断すべきである。
5. 司法書士法は、登記に関する手続の代理等を司法書士の業務と定め、他の者がこれらの業務を行うことを原則として禁止・処罰しているが、これは職業選択の自由の制限のうち自らの努力で克服できる主観的条件による規制にすぎないから、公共の福祉のために必要かつ合理的な措置として許される。

問題 34

財産権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、その性質上社会全体の利益を図るために立法府により加えられる規制により制約を受ける。
2. 法令に損失補償に関する規定がなくても、原告が損失を具体的に主張立証して、直接憲法 29 条 3 項を根拠に補償請求する余地がないわけではない。
3. 共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当する。
4. 法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、違憲とはいえない。
5. 憲法 29 条 3 項にいう正当な補償とは、国の財政事情を踏まえて合理的に算出された相当な額をいう。

問題 35

選挙制度と投票価値の平等に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 代表民主制の下における選挙制度は、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標として具体的に決定されるべきで、国政における安定の要請を考慮してはならない。
2. 憲法は衆議院議員の選挙制度について国会に広範な裁量を認めているから、到底看過することができないと認められる程度の著しい不平等状態が相当期間継続してはじめて、選挙区割りや憲法に違反すると解すべきである。
3. 衆議院小選挙区制において、各都道府県にあらかじめ 1 議席を配分し、残りの議席を各都道府県の人口に比例して配分する方式は、投票価値の較差を生じさせる主な要因であるから、導入した時点から憲法違反の状態だった。
4. 参議院において、都道府県を選挙区の単位としている結果、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じている場合には、その解消のために選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある。
5. 選挙区割規定が憲法上要求される期間内に是正されないために違憲となる場合であっても、憲法が予定する司法権と立法権との関係からすれば、裁判所は違憲判決による混乱を回避するために、常に事情判決を下さなければならない。

問題 36

政党に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを 1 つ 選びなさい。

1. 憲法は政党について明文の規定を置いていないが、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であり、政党を無視して憲法の定める議会制民主主義を円滑に運用することは期待できないことからすれば、政党の存在は当然憲法に予定されており、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素となっている。
2. 政党に対しては、自主的な組織運営を保障しなければならないので、党員の除名は原則として政党の自律的な決定にゆだねられるが、拘束名簿式比例代表制においては、政党名簿登載者の選挙後の除名は、選挙人の意思を無視することになりうるから、そのような除名が民主的かつ公正な適正手続に基づかずになされた場合は無効となる。
3. 政党の党員に対する処分については、一般市民法秩序と直接関係しない内部的問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばず、また、当該処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合でも、その当否は、政党の内部規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り、当該内部規範に照らして適正な手続で行われたか否かによって決まる。
4. 選挙制度を政策本位、政党本位のものとするに伴って、選挙運動の上で候補者間に一定の取扱いの差異が生じたとしても、国会の具体的に決定したところが、その裁量権の行使として合理性を是認し得ず候補者間の平等を害するというべき場合に、初めて憲法の要請に反することになる。
5. 非拘束名簿式比例代表制は、政党を媒介として国民の政治意思を国政に反映させる制度の 1 つであることから、「政党名簿登載人には投票したいが、当該候補者の所属政党には投票したくない」という投票意思が反映されないとしても、国民の選挙権が侵害されるとまではいえず、直接選挙の原則に反するということができない。

問題 37

衆議院の優越に関する以下のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合、組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 衆議院と参議院とを比較すると、衆議院の方が議員の任期が短く、また解散により必要な場合には民意を問える地位にある点で、相対的に見て、その時々民意をより反映しているといえることが衆議院優越の根拠であると解される。
- イ. 衆議院が可決した法律案を参議院が可決しなかった場合には、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決して法律として成立させることができるが、衆議院の再議決の前には両院協議会を開くことが憲法上求められている。
- ウ. 憲法は条約について、内閣が締結権を有するとしながらも、国会による承認を経ることを求めている。その際には、案件を先に衆議院に提出しなければならず、また議決についても、法律案の場合よりも衆議院の強い優越性が認められている。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア× イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ× ウ×

問題 38

議院内閣制と内閣に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1. 議院内閣制の本質をめぐっては、伝統的に、議会と君主の間の均衡を重視する均衡本質説と、議会の国民に対する責任を重視する責任本質説が存在してきた。
- 2. 衆議院の解散権は憲法上内閣総理大臣に属し、総理大臣は閣議の承認を得て自由に解散権を行使できるとするのが、確立した政府解釈である。
- 3. 憲法は、政令で罰則を定めるには法律の委任が必要であることのみを定め、省令や規則について特に言及していないので、行政各部は、法律の委任があっても、省令や規則で罰則を設けることはできない。
- 4. 憲法は、閣議決定の方法について明示していないが、慣習上、閣議決定は全員一致によるものとされ、また全員一致による内閣の意思決定を支持する学説は、それが国会に対する内閣の連帯責任の原則になじむと説いてきた。
- 5. 憲法は、国会や裁判所の場合とは異なり、内閣のみが行政権を独占するとは規定していないので、専門性や政治的中立性が求められる行政作用を所管させるため、人事・予算について国会の統制が及ばない独立した行政機関を設置しても違憲とはいえない。

問題 39

裁判所と司法権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 裁判員制度の下で裁判官と国民とにより構成される裁判体は、刑事裁判に関する様々な憲法上の要請に適合した「裁判所」といい得るものでなければならない。そのため、裁判員は、評議において事実認定等について意見を述べることはできるが、評決を行うことはできない。
2. 最高裁判所裁判官任命に関する国民審査の制度はその実質においていわゆる解職の制度であり、積極的に罷免を可とする者がそうでない者より多数であるか否かを知ろうとするものである。そのため、罷免する方がいいか悪いかわからない者の投票に対し「罷免を可とするものではない」ものとして取り扱ったとしても、その者の意思に反する効果を発生させるものではない。
3. 地方議会議員の懲罰決議は、議員としての報酬、手当、費用弁償の請求権等に直接影響するものである。そのため、その懲罰処分の適否及び右請求権等の争いは、当該懲罰処分が除名処分であると出席停止の処分であるとかかわらず、裁判所法 3 条の「法律上の争訟」として司法審査の対象になる。
4. 大学は、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているので、大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではない。そのため、単位授与（認定）行為は、一般市民法秩序と直接の関係を有する場合であったとしても、裁判所の司法審査の対象にはならない。
5. 錯誤による贈与の無効を原因とする不当利得返還請求訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっている。そのため、当該訴訟において、信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものであり、また、記録にあらわれた訴訟の経過からその判断が核心となっているとしても、当該訴訟は裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」にあたる。

問題 40

財政に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 憲法が、公の支配に属しない教育等の事業として公金の支出等を禁止しているのは、本質的に私的自主性を基盤とするものについてであると解すれば、私学助成については、違憲と考えることになる。
2. 「租税」の意義について、負担金、手数料、専売物資の価格、国の独占事業の料金なども含まれると解すれば、それらについて、法律又は法律の定める条件によらずに課することは、違憲と考えることになる。
3. 予算の法的性質について、法律とは異なる特別の法形式であると解すれば、法律は成立したのにそれを執行するための予算がつかないというやいまいわゆる予算と法律の不一致は生じないことになる。
4. 予見しがたい予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で支出することができるが、すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。
5. 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院が検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、国会に提出しなければならない。

平成 28 年 3 月 14 日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	12 : 30～13 : 40	14 : 20～15 : 30	16 : 10～17 : 40

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4 月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

罰則における「～した者」は自然人に限られるため、法人を処罰するためには、法人を処罰するための特別な規定が必要とされる。

問題 2

X は、刑事未成年者 Y に命じて窃盗を行わせた。判例は、Y が刑事未成年者であることのみを理由として、X に窃盗罪の間接正犯の成立を認めている。

問題 3

嬰兒を預かった X が、その後、殺意をもって養育を放棄したところ、死の危険はないが衰弱した状態で嬰兒が第三者に発見・救助され、救急車で病院に搬送されたが、その夜、嬰兒は搬送先の病院の火事で死亡した。この場合、X が養育を行っていたら、死の結果は回避できたのであるから、実行行為の危険が結果に現実化した場合に因果関係を認める立場からも、X による養育放棄の不作为と死亡結果との間に因果関係が認められる。

問題 4

暗闇で、銅像を破壊するつもりで、銅像と誤認した人をバットで撲殺した場合、判例の趣旨によれば、行為者は器物損壊罪の故意で殺人罪の構成要件を実現しており、殺人罪が成立するが、38 条 2 項により、器物損壊罪の刑の限度で処罰される。

問題 5

X が、酒に酔った A を介抱する B を見て、B が A に暴行を加えていると誤信して、A を助けるために B に暴行を加え傷害を負わせた場合、判例の趣旨によれば、X の誤信について過失がなければ、X には正当防衛の成立が認められる。

問題 6

A は、タクシーを運転して信号機が黄色点滅信号を表示している交差点を徐行も安全確認もせず進行し、左側道路より赤色点滅信号を無視して進入してきた B の自動車と自車を衝突させ、タクシーの乗客を死亡させた。この場合、判例によれば、仮に A が、徐行し安全確認をしても、B 車との衝突を回避することが可能であったことに合理的な疑いがある場合には、A に過失運転致死罪（自動車運転死傷行為処罰法 5 条）は成立しない。

問題 7

共有持分権，賃借権，業務，名誉等に対する侵害は，もっぱら民事訴訟によって解決すべきであるから，これらの侵害に対する正当防衛の成立は認められない。

問題 8

X は，性別，体格，年齢がほぼ同じである A から鉄パイプで殴りかかれたので，自分の身を守るために，とっさに素手で A の顔面を殴ってその攻撃を防いだところ，当たり所が悪く，A はそれにより脳内出血を起こして翌日死亡した。この場合，判例によれば，A に生じた結果が重大である以上，X の行為が「やむを得ずにした行為」に当たる余地はなく，X には正当防衛は成立しない。

問題 9

飲酒をすると病的酩酊に陥り，人に激しい暴行を加えるなどの加害行為に出る習癖がある X が，大量に飲酒して病的酩酊に陥り，心神喪失の状態で，殺意を生じて包丁で人を刺し殺した。この場合，判例によれば，X が自分の習癖を知っており，飲酒により心神喪失の状態を招いたことについて X に落ち度が認められたとしても，心神喪失の状態に陥る前の時点で X に殺意がなければ，X には殺人罪は成立しない。

問題 10

判例によれば，刑法 43 条ただし書の「中止した」に当たるためには，行為者が，結果発生の防止に必要な行為を全て自分で行う必要はなく，行為者が他人の助力によって結果発生を防止できた場合であっても，行為者が自ら防止に当たったのと同視するに足りる程度の努力を払ったと評価できるならば，行為者に中止行為が認められる。

問題 11

判例によれば，共同正犯が成立する場合における過剰防衛の成否は，共同正犯者の各人について個別に判断すべきであるから，共同正犯者の 1 人に過剰防衛が成立したとしても，他の共同正犯者については過剰防衛が成立しない場合がある。

問題 12

X および Y が A にナイフを用いて傷害を加える旨を共謀したところ，X が殺意をもって A を殺害した場合，判例の趣旨によれば，X には殺人罪が成立し，殺意のない Y との間では傷害致死罪の限度で共同正犯となる。

問題 13

判例によれば、2 か月にわたり、街頭募金の名の下に通行人から現金を詐取した行為は、その行為が通行人一般に対し、一括して同一内容の定型的働きかけによって寄付を募るといふ態様のものであり、かつ、1 個の意思に基づき継続してなされた活動である上、募金箱に投入された現金は直ちに他の被害者が投入したものと混和して特定性を失うという特徴が認められるが、詐欺罪は個人的法益に対する罪であり、その犯罪の個数は被害者の数によって算定されるべきであるから、包括一罪とはならない。

問題 14

被害者に執拗な暴行を加えた結果、同人に精神疾患の一種である心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症させた場合、判例によれば、傷害罪が成立しうる。

問題 15

判例によれば、わいせつ行為自体またはわいせつ行為の手段である暴行から傷害結果が発生した場合だけでなく、わいせつ行為に随伴する暴行から傷害結果が発生した場合にも強制わいせつ致傷罪は成立するが、わいせつ行為の後、逃走するために被害者に対して暴行を加えて同人を負傷させた場合には、もはや、行為者はわいせつな行為を行う意思を失っているから同罪は成立しない。

問題 16

判例によれば、強制力を行使する権力的公務は業務妨害罪による保護の対象とならないところ、県議会委員会において県職員の給与を削減する条例案を採決する業務は、県職員の給与を強制的に削減する権力的公務であるから、これを威力により妨害しても威力業務妨害罪は成立しない。

問題 17

いわゆる自動車金融として、借主 A の所有する自動車の所有権が買戻特約付売買契約により融資者 X に移転していたところ、その後、A の買戻権の行使期限が経過した翌日、A が現に保管し使用している当該自動車を X が合鍵を使って A に無断で引き揚げた。この場合、判例によれば、当該自動車は A の事実上の支配内にある以上、X にその所有権があるとしても、X の行為は刑法 242 条にいう他人の占有に属する物を窃取したことになるから、窃盗罪の構成要件該当性が認められる。

問題 18

A が夕方の公園のベンチにカバンを置き忘れ、約 200 メートル離れた地点でそれに気づき走って戻ったところ、当初からカバンを置き忘れる様子をうかがっていた X が、A がベンチから約 20 メートル離れた場所にいる時点で、周囲に人気がないのを確認してカバンを持ち去っていた場合、判例によれば、X には窃盗罪が成立しない。

問題 19

X が、身寄りのない債権者 A に対する借金の返済を免れるため A を殺害したという場合、判例によれば、事実上支払の請求をすることができない状態に A を陥らせたことになるとしても、A が借金の支払を免除するという意思表示をしなかったのであれば、債務は消滅したことになるから、X には 2 項強盗殺人罪は成立しない。

問題 20

X は、病気で入院中であるにもかかわらず、健康であると偽って、簡易生命保険契約を締結して、簡易生命保険証書を受け取った。担当者が、X が病気で入院中であることを認識していれば、簡易生命保険契約を締結することはなかった。この場合、判例によれば、X には 1 項詐欺罪が成立する。

問題 21

判例によれば、他人のクレジットカードの名義人氏名、番号、有効期限を、同カードの名義人に無断でインターネット上で入力送信し電子マネーの利用権を取得したとしても、当該カードの名義人氏名、番号、有効期限が正しいものであれば、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報を与えたとはいえないから、電子計算機使用詐欺罪は成立しない。

問題 22

判例によれば、事業の運転資金に窮した A が、金融機関の役職員 B に強く働きかけて自社にあてて不良貸付をさせたところ、B において背任罪が成立した場合であっても、通常、金融機関に強く働きかけることは、事業者の日常のかつ正当な行為であることから、働きかける行為の態様および程度を問わず、融資を受けた A には共同正犯として背任罪は成立しない。

問題 23

判例によれば、建造物損壊罪における損壊とは建造物を物理的に損壊することをいうから、建造物にビラを貼ったりラッカースプレーで落書きをしたりして当該建造物の外観ないし美観を著しく汚損し原状回復に相当の困難を生じさせたとしても、物理的に損壊していない以上、建造物損壊罪は成立しない。

問題 24

X は、自己が A 弁護士会に所属する実在の弁護士と同姓同名であることを利用して、弁護士ではないにもかかわらず、弁護士としての業務に関連して、弁護士資格を有する者が作成すべき形式、内容の文書を行使の目的で作成した。この文書には、「A 弁護士会所属 X 法律事務所 弁護士 X」と記載され、また「弁護士 X 職印」と刻した印鑑が押されていた。この場合、判例によれば、X には有印私文書偽造罪が成立する。

問題 25

公務員 X は、A 県職員から同県住宅供給公社の職員（みなし公務員）に転職した後、A 県職員であった当時担当していた職務に関し B 会社代表取締役 C から請託を受けて有利な取扱いをした謝礼として、C から 100 万円を受け取った。この場合、判例によれば、X には事後収賄罪が成立する。

問題 26～40 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 26

以下の記述につき、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 学説においては行為の危険性が結果へと実現したか否かを因果関係の有無の判断基準とする見解が有力となっているが、判例はこのような判断基準を採用しておらず、実行行為と構成要件的结果との間に因果経過の相当性があるか否かを判断基準としている。
2. 判例によれば、見通しのよい道路上に停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した行為と、同車に後方から走行してきた自動車を追突して生じた被害者の死亡との間には、同人の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にある場合、因果関係が認められない。
3. 判例によれば、暴行の被害者が現場からの逃走途中に高速道路に進入するという極めて危険な行動をとったために交通事故に遭遇して死亡した場合に、上記暴行と被害者の死亡との間に因果関係が認められるためには、被害者のその行動が、長時間激しくかつ執拗な暴行を受け反抗を抑圧され必死に逃走を図る過程でとっさに選択されたものであり、かつ、暴行から逃れる方法として他に採りうるものが客観的に存在しないという事情が要求される。
4. 判例によれば、狩猟免許を有し、狩猟に従事していた行為者が、人を熊と誤認して猟銃を 2 発発射し下腹部等に命中させて瀕死の重傷を負わせ、誤射に気がつき殺意をいだいてさらに猟銃を 1 発発射し胸部等に命中させて即死させた場合には、業務上過失致傷罪と殺人罪が成立し、両者は併合罪となる。
5. 判例は、一般予防の観点から、被害者に特殊な疾病等があった場合に、その疾病等を一般人が知り得た場合のみ、その疾病等を因果関係の判断基底に取り込んでいる。

問題 27

不作為犯に関する以下の記述につき、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 判例によれば、ホテルの客室内で行為者に覚せい剤を注射された結果、錯乱状態に陥った被害者について、行為者が救急医療を要請することなく漫然と被害者を客室内に放置して立ち去った結果、被害者が数時間後に死亡した事例について、被害者が錯乱状態に陥った時点で行為者が直ちに救急医療を要請していれば50パーセントを超える確率で被害者の救命が可能であったならば、行為者が被害者を放置した行為と死亡結果との間に因果関係が認められる。
- イ. 不作為犯の処罰は行為者に無理を強いるものであってはならないから、夫が自宅内で幼児を殴打して死亡させた場合であっても、同居しているその幼児の母である妻の作為義務は、幼児を殴打できないように夫を監視・説得することに尽きており、実力をもって阻止することまでを要求する余地はない。
- ウ. 判例によれば、重篤な状態にある患者を、その患者の親族に命じて、病院から連れ出させ、自らの支配下に置いた後、そのままでは死亡する危険があることを認識しつつ放置した行為者は、自己の責めに帰すべき事由により患者の生命に具体的な危険を生じさせた上、重篤な患者に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあったものであり、同人には不作為の殺人罪が成立する。
- エ. 判例によれば、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する。このため、判例によれば、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して銀行窓口係員に対し預金の払戻しを請求し、その払戻しを受けた場合、受取人は誤振込みであることを告知すべき作為義務を負わず、詐欺罪は成立しない。
- オ. 民法上親権者は子の利益のために子の監護及び教育をする義務を負うが、親権者が子の生命・身体を保護しなかったため子が死亡した場合でも、常に不作為犯として処罰されるわけではない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

問題 28

具体的事実の錯誤に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. Xが目の前の人物をAだと誤信して射殺したが、実はその人物はBだったとする。この事例で、Xとしては客体がBだと知っていたら射殺していなかったはずだったとしても、Xは、目の前の人を殺害するつもりでその人を殺害している以上、殺人の故意は否定されない。
2. 客体の錯誤では意図しない結果についての故意を認めるが、方法の錯誤では故意を否定する見解がある。この見解に対しては、行為者が客体を視覚的に特定していない場合、客体の錯誤にあたるか方法の錯誤にあたるかを判断することは困難なので、基準として機能しないという批判がある。
3. 客体の錯誤では意図しない結果についての故意を認めるが、方法の錯誤では故意を否定する見解がある。この見解からは、他人の頭に怪我を負わせるつもりで頭を狙って投石したところ、意図に反してその人の脚に当たって脚に怪我を負わせたという場合に、生じた脚の怪我について傷害の故意が認められないことになる。
4. XがAを殺害しようと思い、Aに向かって拳銃を発砲したが、弾はAの体を貫通し、予想外に背後にいたBにも命中して両者を死亡させたという場合に、Aに対する殺人罪のほかBに対する殺人罪も認める見解がある。この見解に対しては、Xには1人しか殺す意思がないのに殺人罪2罪を認めることは責任主義に反するという批判があるが、この見解は観念的競合で処理すれば問題ないと反論している。
5. 4の事例についてAに対する殺人罪とBに対する過失致死罪を認める一方、Aが傷害を負ったにとどまり、Bのみが死亡した事例では、Aに対する過失傷害罪とBに対する殺人罪を認める見解がある。この見解に対しては、Aが当初傷害を負ったにとどまったが後に死亡した場合、当初のAに対する過失傷害罪がAの死亡によって殺人罪に転化することになるが、事後の事情によって過失犯が故意犯に転化するのは不自然だという批判がある。

問題 29

以下の記述のうち、判例に照らして正しいものを1つ選びなさい。

1. 工事担当者 X が、電力ケーブルの接続工事に際して、高圧電流が流れる際に発生する誘起電流を接地するための接地銅板の接続を誤ったところ、誘起電流が本来流れるべきでない分岐接続器本体の半導電層部に流れて炭化導電路を形成し、長期間にわたって電流が流れたために火災が発生して人が死傷した場合、この誘起電流が本来流れるべきでない部分に長期間にわたり流れ続けることで火災の発生に至る可能性が予見できたとしても、炭化導電路が形成されるという経過を具体的に予見できなかったならば、X に業務上過失致死傷罪は成立しない。
2. 大学病院での手術前に看護師 X が患者 A を患者 B と取り違え、X から引き継ぎを受けた麻酔医師 Y も問診等により患者が誰であるかの確認をせず、執刀医 Z も患者の同一性について疑問を感じながらも、十分に確認することなく手術を行い、患者 A の健康な臓器を摘出した。過失犯の正犯の個数は1個に限定されるべきであるから、Z に業務上過失致死傷罪の成立が認められる場合、X・Y に業務上過失致死傷罪は成立しない。
3. X が軽貨物自動車を運転中、最高速度が時速 30km の道路を時速 65km で進行していたところ、対向してきた車両を認めて狼狽し、ハンドルを左右に急転把したため自車の走行の自由を失わせて暴走させ、道路左側に設置されていた信号柱に自車左側後部荷台を激突させ、その衝撃で X 運転車の後部荷台に同乗していた A を死亡させた場合、後部荷台に A が乗車している事実を X が認識していなかったならば、X に過失運転致死罪（自動車運転死傷行為処罰法 5 条）は成立しない。
4. スプリンクラーが設置されず、従業員の消防訓練等もなされていない 10 階建てホテルの火災により宿泊客が多数死傷した場合、昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテル防火管理上の責任を負う経営者 X としては、防火管理体制の不備を解消しなければ、いったん火災が発生すれば、初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、適切な避難誘導等を行うことができないまま、宿泊客らに死傷の危険の及ぶおそれがあることを予見できたとしても、ある程度時間的・場所的に特定された出火の可能性を具体的に予見できないのであれば、X に業務上過失致死傷罪は成立しない。
5. X が原動機付自転車を運転中に、一直線の道路で方向指示器で合図をしながらセンターラインの左側から右折しようする際には、特別の事情のないかぎり、後方からくる他の車両の運転者が交通法規を守り、速度を落として自車の右折を待つて進行するなど、安全な速度と方法で進行するであろうことを信頼して運転すれば足りるから、X が後方の安全を確認することなく右折しようとして、あえて交通法規に違反して高速度でセンターラインの右側にまではみ出して自車を追い越そうとした他の原動機付自転車と衝突し、その運転者 Y に怪我を負わせた場合、特別の事情のないかぎり、X に過失運転致死傷罪は成立しない。

問題 30

正当防衛における防衛の意思に関する以下の記述のうち、判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 不正の侵害行為に対して憤激・逆上して反撃を行った場合には、防衛の意思を認める余地がない。
- イ. Xは、自らの不正な暴行行為によりAの侵害を招き、それに対して反撃を行ったが、Aの侵害はXの暴行の程度を大きく超えるものではなかった。Xは不正の侵害を自ら招いたことを理由として防衛の意思が否定されるため、正当防衛が成立する余地がない。
- ウ. XがAの侵害に対してもっぱら攻撃の意思で反撃を行った場合、Aの不正の侵害を認識していても、防衛の意思が否定される。
- エ. Xは、Aの侵害行為に対して、単に予期された侵害を避けなかったというにとどまらずその機会を利用して積極的にAに対して加害行為をする意思で侵害に臨んだ。Xに「その機会を利用して積極的にAに対して加害行為をする意思」があるから、防衛の意思は認められない。
- オ. Xは、Aの侵害に対して、防衛に名を借りてAに対して積極的に反撃を行った。この場合、Xには防衛の意思が認められない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題 31

実行の着手時期に関して学生 A～C 間で交わされたつぎの【議論】の（ア）～（ケ）に以下の【語群】から適切な語句を選んであてはめた場合、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

【議論】

学生 A：実行の着手時期の判断基準に関しては、大きく（ア）と（イ）との対立があるね。

学生 B：（ア）に対しては実行の着手時期が早すぎるという批判がある。1度窃盗をした家を出てその場から完全に離れた後、同じ家に再び窃盗をしようとして30分後にその家の（ウ）行為をした場合、（ア）からすれば（エ）があるから2度目の窃盗の実行の着手を肯定できそうだが、その段階では実行の着手を認めるのは早すぎるのではないか。

学生 C：逆に（イ）の中でも、（オ）に実行の着手を認める見解では、未遂の成立時期が遅すぎることになる。この見解を徹底すれば、侵入窃盗をした場合、建物内にある（カ）段階に至らなければ未遂が認められないことになるが、判例には、店舗に侵入後、（キ）段階で窃盗の実行の着手を肯定したものがあるね。

学生 A：なるほど、（ク）に実行の着手を認める見解からは、この判例の結論を支持することができる。

学生 B：しかし、その見解には、基準として明確でないという批判もある。

学生 C：たしかに、実行の着手時期は犯罪類型ごとに考える必要があるね。（オ）を実行の着手の基準とする見解には、これを修正して（ケ）にも実行の着手を認める立場もあるが、そのような修正を加えることの意味も考えながら、事案ごとの具体的事情を考慮に入れて判断していく必要があるかもしれないね。

【語群】

- a. 主観説 b. 客観説 c. 密接な関係を有する直前の行為
d. 構成要件に該当する行為 e. 犯意を外部的に明確にする行為
f. 結果発生 of 具体的危険性が認められる行為 g. 財物に手をかける
h. 玄関の扉を開ける i. 窃取しようとする財物のある方向に行きかける

1. イ = a エ = f キ = g ケ = c
2. イ = a エ = e キ = i ケ = d
3. イ = b エ = e キ = g ケ = c
4. イ = b エ = e キ = i ケ = c
5. イ = b エ = f キ = i ケ = d

問題 32

教唆・幫助に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 判例によれば、幫助犯が成立するためには、正犯者の犯罪遂行に必要不可欠な助力を与えることが必要であり、これを容易にするだけでは足りない。
2. 判例によれば、教唆と幫助は、犯意を決定させるか既発の犯意を強固にするかにより区別されるところ、Aが具体的な犯行計画を考案し、これをXに積極的に提案していたものの、Xの意向にかかわらず当該犯罪を遂行するまでの意思を形成していたわけではない場合に、XがAの犯行計画を承諾して提案内容の実行を依頼したことにより、その提案どおりに犯罪を実行しようというAの意思を確定させた場合には、Xの依頼は教唆にあたる。
3. 判例によれば、共同正犯は片面的には成立しうるが、幫助犯は片面的に成立しえない。
4. 教唆・幫助は狭義の共犯であるから、その刑は正犯の刑を必要的に減輕したものになる。
5. 暴行を目撃した者が言動等による制止行動を行えば、暴行の実行が困難になったであろう場合に、そのような制止行動に出なければ、その実行を容易にしたものとして幫助犯の成立が認められる。

問題 33

共犯と身分に関する刑法 65 条の適用について学生が述べたつぎの【見解】に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【見解】

A：条文の文言どおり，1 項は真正身分犯の成立と科刑，2 項は不真正身分犯の成立と科刑に関する規定だと考えるべきである。

B：1 項は，共犯従属性原則の表れであるから，すべての身分犯に適用される規定，2 項は不真正身分犯の科刑に関する規定だと考えるべきである。

C：1 項は，身分の存在が違法性を基礎づけるもの，2 項は，身分の存否が責任に影響を与えるものに適用されるものと考えられるべきである。

ア．判例によれば，強姦罪は男性を主体とする刑法 65 条 1 項の犯人の身分により構成すべき犯罪だから，A の見解によれば，女性が男性と共謀の上，その犯罪行為に加功すれば，65 条 1 項により強姦罪の共同正犯が成立する。

イ．A の見解に対しては，罪名と科刑が分離するという批判がある。

ウ．業務上物を占有している者の横領行為に，業務者でも占有者でもない者が関与した場合につき，この者に 65 条 1 項により業務上横領罪の共犯が成立し，65 条 2 項により単純横領罪の刑が科せられるとする結論は，B の見解とは整合的でない。

エ．C の見解からは，委託物横領罪に関与した非占有者に委託物横領罪の共犯が成立するという結論は，占有者たる身分が違法性を基礎づける身分であると解することによって導くことができる。

オ．C の見解に対しては，一定の身分が違法性に関わるか責任に関わるか判然としない場合に 65 条の適用が困難になるという批判が向けられている。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 34

刑法 217 条・218 条（遺棄の罪）につき，以下の【解釈】に対する批判として正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【解釈】

遺棄の罪における遺棄とは，場所的離隔を生じさせることにより要扶助者を保護のない状態におくことを意味し，不保護とは，場所的離隔を伴わず要扶助者を保護しないことを意味する。ただし，単純遺棄罪（217 条）における「遺棄」は，要扶助者を場所的に移転させる作為の移置のみが該当し（狭義の遺棄），それ以外は処罰されない。それに対して，保護責任者遺棄罪（218 条）においては，「遺棄」は置去り等の不作為形態も含み（広義の遺棄），かつ不保護について不保護罪が成立する。

- ア．保護責任と遺棄の罪の作為義務を区別することは困難であり，両者は実質的に一致すると解すべきである。
- イ．不作為形態による遺棄が，保護責任者遺棄罪でのみ加重処罰されることは妥当ではなく，不作為による単純遺棄罪も認めるべきである。
- ウ．置去りは，場所的離隔を伴うため，218 条の「遺棄」に含まれ，その点で 217 条の「遺棄」と 218 条の「遺棄」は異なると解すべきである。
- エ．作為形態を遺棄，不作為形態を不保護と整理するべきであり，置去りは，場所的離隔を伴うものの，不作為形態である以上，不保護にあたりと解すべきである。
- オ．遺棄の罪は，生命・身体に対する危険犯と解すべきである。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 35

略取・誘拐（拐取）罪に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。
ただし、争いがある場合は、判例によるものとする。

1. 拐取罪が成立するためには、実力的（事後的）支配下に被拐取者をおき、移動の自由を侵害することが必要であるから、意思能力・行動能力を欠く嬰兒に対しては同罪は成立しえない。
2. 拐取罪において、暴行又は脅迫を手段として行われる場合は略取罪、欺罔又は誘惑を手段として行われる場合は誘拐罪が成立する。
3. 拐取は、略取又は誘拐により、人をその生活環境から離脱させ、自己又は第三者の実力的（事後的）支配下に移すことをいう。
4. 身の代金目的拐取罪における「近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者」には、被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者も含むから、被拐取者と親族関係がなくても、これに当たる場合がある。
5. 未成年者をわいせつ目的で誘拐した場合には、未成年者誘拐罪ではなく、より重いわいせつ目的誘拐罪が成立する。

問題 36

以下の記述のうち、判例の趣旨に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、歩行中のAが肩からかけていたハンドバッグを、すきをみて奪おうと考え、自動車を運転して背後から近づき、自動車の窓からそっと手を伸ばしてハンドバッグのひもをつかみ、これをひったくろうとした。しかし、それに気づいたAがひもをつかみ返したので、Xは、ひもをつかんだまま自動車を時速約20kmの速度で進行させ、Aを約10mひきずって電柱に激突させて、転倒し意識を失ったAがひもを離れたすきにハンドバッグを奪い、自動車で逃走した。Aは、転倒した際に顔面に打撲症を負った。Xには、強盗致傷罪が成立する。
- イ. Aは毎朝、駅の近くの空き地に自宅から乗って来た自転車を置いて、駅からは電車で通勤し、夜には駅から再び自転車で乗って帰宅していた。Aは、仕事が休みの日に、定期券を購入するため駅まで自転車で行き、いつものように空き地に自転車を置いた。Aが自転車を置いてその場から離れた1分後に、Xがその空き地を通りかかったが、Xは、日中いつもAの自転車が1台だけ空き地に置かれているのを目にしていたので、誰かが長期間置き忘れていた自転車だと確信し、Aの自転車を乗り逃げした。Xには、窃盗罪が成立する。
- ウ. Xは、Aを殺害した直後、その死体を埋めようとした際に、Aの服のポケットに高そうな腕時計が入っていることに気づいた。Xは、その腕時計を質屋で換金して遊ぶための金をつくらうと考え、その時点ではじめて財物奪取の意思を生じ、その腕時計を自分のポケットに入れて持ち去った。Xには、殺人罪のほか、窃盗罪が成立する。
- エ. Xは、浜辺近くの家で傷害事件を起こして警察官らに追跡されたので、他人のボートを奪って逃走しようと考え、浜辺につないであった近隣住民Aが所有するボートに乗り込み、エンジンをかけてボートを海へと発進させた。Xは、対岸に着いたらボートを乗り捨てるつもりであった。しかし、発進して数分もしないうちにエンジンが動かなくなったので、Xはそれ以上逃げられなくなり、警察官に逮捕された。Xには、窃盗罪は成立しない。
- オ. Xは、試乗を装って自動車を乗り逃げしようと考え、自動車購入の意思がある客のふりをして自動車販売店を訪れ、販売員Aに見積もりを依頼したうえ、「この辺りを1人で試乗してみたい。」とAに言い、Aから自動車のキーを手渡されて1人で自動車に乗り込み、そのまま自動車を乗り逃げした。Xには、詐欺罪は成立しない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 37

つぎの【事例】に関する以下の記述のうち、判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

【事例】

Xは、金品窃取の目的で、某日午後0時50分頃、A方住宅に窓から侵入し、居間で現金等に入った財布及び封筒を窃取し、侵入の数分後に玄関扉の施錠を外して戸外に出て、誰からも発見、追跡されることなく、自転車で約1km離れた公園に行き、そこで盗んだ現金を数えたが、3万円余りしかなかったため少ないと考え、再度A方に盗みに入ることにして自転車で引き返し、午後1時20分頃、同人方玄関の扉を開けたところ、室内に家人がいると気づき、扉を閉めて門扉外の駐車場に出たが、帰宅していた家人のBに発見された際に、逮捕を免れるため、ポケットからナイフを取り出し、Bに刃先を示し、左右に振って近づき、Bがひるんで後退したすきを見て逃走した。

- ア. 再度の窃盗行為の存在が認められ、その際に暴行行為を行っていることから、Xには、事後強盗罪が成立する。
- イ. 窃取後いったんは被害者などから発見され財物を取り返される状況はなくなったと認められることから、Xには、事後強盗罪は成立しない。
- ウ. 窃盗行為と暴行との間には、時間的・場所的な近接性が認められることから、Xには、事後強盗罪が成立する。
- エ. この事例を修正して、窃盗行為後、A方の居間の天井裏に3時間潜んでいた後にBに発見され、逮捕を免れるため、Bに暴行を加えて逃走した場合、Xには、事後強盗罪が成立する。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題 38

詐欺罪に関する以下の記述のうち、判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. Xは、医師の資格がなかったが、医師の資格があると偽ってAに医薬品を販売し、Aから代金として現金1万円を受け取った。Xが販売した医薬品は、Aの症状に適したもので、その販売価格も相当だった。この場合、Xがその医薬品の効能については何ら偽っておらず、Aもその医薬品が自分の症状に適したものか否かという点にしか関心がなかったとしても、Xが医師の資格の有無を偽っている限り、Xには詐欺罪が成立する。
2. Xは、無銭飲食をするつもりでとんかつ屋に入り、店員Aにロースかつ定食を注文してこれを食べ終わった後、Aのすきをついてとんかつ屋から走って逃げた。この場合、代金を支払う意思を持たずにロースかつ定食を注文する行為それ自体が人を欺く行為に当たるので、Xには詐欺罪が成立する。
3. Xは、覚醒剤の売買を装ってAから現金をだまし取ろうと考え、はじめから覚醒剤を渡すつもりがないにもかかわらず、あとで覚醒剤を渡すと約束して、Aから代金として現金10万円を受け取った。Aの10万円の交付は不法原因給付（民法708条）に当たり、Aはその返還請求ができないから、Xには詐欺罪が成立しない。
4. Xは、知人AからA名義のクレジットカードを借り、B電気店において、店主Cに対してAのクレジットカードを提示し、Aになりすましてパソコンを購入した。この場合、Xによるクレジットカードの使用をAが許諾しているならば、XがCに対する詐欺罪に問われる余地はない。
5. Xは、Aの預金通帳等を窃取し、それを持ってAの預金口座がある銀行に行き、その窓口でAになりすまして、銀行員BにAの口座からXの口座への振込みを依頼した。Bは、XがA本人であると誤信し、銀行のオンラインシステムでAの口座からXの口座への振込みを行った。Xには電子計算機使用詐欺罪が成立する。

問題 39

つぎの【事例】における X の罪責に関する学生 A と学生 B の【議論】の(ア)～(カ)に以下の【語群】から適切な語句を選んで当てはめた場合、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【事例】

X は知人 Y から、高級ワイン 2 ケースを盗んだことを打ち明けられ、しばらくこれを預かってもらいたいと依頼され、これを引き受けて自宅の倉庫に保管していたが、数日後、ワインを自分で飲んだり、友人に贈ったりして、すべて処分してしまった。

【議論】

学生 A：まず X には(ア)が成立することは間違いないだろう。高級ワインが、窃盗罪によって領得した財物に当たることは明らかだし、Y から事情を打ち明けられているから、この点に関する(イ)についても問題ないからね。

学生 B：その通りだね。問題は、ワインを処分する行為について(ウ)が成立するか否かだろう。僕は、X が委託を受けて保管していた財物を不正に処分したのだから、同罪が成立すると考える。

学生 A：しかし、Y は窃盗犯人だから、高級ワインに関する(エ)を有していないはずだ。その場合でも、(ウ)が成立するのだろうか。

学生 B：たしかに Y には(エ)は認められない。しかし、(ウ)は委託関係と(エ)の両者を保護法益とするのだから、本罪の被害者が 2 名に分かれても問題はないはずだ。本件については、XY 間の委託関係が侵害され、さらに窃盗の被害者の(エ)が侵害されていると考えればよい。

学生 A：ただ、XY 間の委託関係が保護に値するのだろうか。盗品の保管はそれ自体が犯罪を構成するのだから、これを目的とした委託関係を保護すべきではないと思う。

学生 B：なるほど。君のように考えると、(ウ)は成立しないが、窃盗の被害者の所有権がさらに侵害されていることは否定できないから、X は(オ)の限度で処罰されることになるね。

学生 A：その場合、(ア)と(オ)の関係が問題になるね。両者の実行行為の内容は異なるが、実質的には同一の被害者の法益侵害だから、(カ)の関係に立つと思う。

【語群】

- a. 委託物横領罪 b. 背任罪 c. 占有離脱物横領罪 d. 盗品等無償譲受罪
e. 盗品等保管罪 f. 故意 g. 違法性 h. 占有 i. 所有権 j. 観念的競合
k. 併合罪 l. 包括一罪

1. ア=e, イ=g 2. ウ=a, オ=b 3. エ=i, オ=c 4. ウ=a, カ=j
5. ア=e, エ=h

問題 40

放火罪に関する以下の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。ただし、争いがある場合は、判例によるものとする。

1. 「現に人が住居に使用」する建造物（現住建造物）というためには、まさに現在、人が生活に使用している状況が必要であるから、居住者全員が 5 日間、国内旅行に出掛けている間に、行為者がそのことを知って放火した場合には、現住建造物放火罪は成立しない。
2. X の住居として使用している建物と、同人が倉庫として利用している建物が物理的に接続されている木造の建造物において、行為者がそのことを知りつつ、深夜、誰もいない倉庫だけを焼損させたが、住居として利用されている建物には延焼していない場合は、現住建造物放火罪の未遂が成立する。
3. 現住建造物等放火罪が既遂に達するためには、火力によって建造物の重要部分が焼失して、建造物としての本来の効用が失われたことが必要である。
4. 建造物等以外の客体に対する放火罪（建造物等以外放火罪）については、「公共の危険」が生じたことが要件とされているが、「公共の危険」が認められるためには、建造物に延焼する危険が発生したことが必要である。
5. 建造物等以外放火罪が成立するためには、「公共の危険」が現実が発生していることが必要であるが、その点に関する認識・予見は不要である。